



成田市歯と口腔の健康づくり計画



成田市

はじめに



本市は、「国際医療学園都市構想」と「エアポート都市構想」を国に提案し、平成26年5月に国家戦略特別区域の指定を受け、現在、両構想の実現などにより、市民の皆様が豊かさを実感できる『住んでよし、働いてよし、訪れてよし』のまちづくりに取り組んでおります。

そのような中、本市では、歯と口腔の健康づくりの一層の推進に向けて、「成田市歯と口腔の健康づくり推進条例」を平成26年4月に制定し、この度、この条例に基づき、生涯にわたる一貫した歯と口腔の健康づくりの方向性を示し、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「成田市歯と口腔の健康づくり計画」を策定いたしました。

「歯と口腔の健康づくり」は、食事や会話など、日々の生活を豊かにし、生涯にわたる健康の保持増進、生活の質の向上に欠かせないものであります。

本計画の基本理念である「^{くち}口腔から始める健康づくり、未来を築く出発点」の実現を目指し、市民の皆様と協働しながら歯と口腔の健康づくりの推進に取り組んでまいりますので、今後一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、基礎調査に係るアンケートにご協力をいただきました市民の皆様や関係機関の皆様、そして成田市保健福祉審議会委員の皆様から、貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成27年4月

成田市長 小 泉 一 成

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2

第2章 成田市の歯科保健の現状と課題

1. 成田市の概況	3
2. ライフステージ別の現状と課題	
(1) 妊娠期	6
(2) 乳幼児期	8
(3) 学齢期	18
(4) 成人期	22
(5) 高齢期	28
(6) 障がい者（児）、要介護者等	32
(7) 歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境	34

第3章 計画の基本的な考え方

1. 施策展開の基本的方向	
(1) 基本理念	37
(2) 基本目標	37
(3) 基本施策	38
2. 指標と数値目標	40
3. 施策の体系	45

第4章 施策の方向性と主な事業

1. 施策別の主な事業	46
2. 今後の具体的な取り組み	53

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	57
2. 市民・地域社会・行政の役割	58
3. 計画の評価	61

資料編	62
歯科口腔保健の推進に関する法律	63
千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	67
成田市歯と口腔の健康づくり推進条例	70
成田市歯と口腔の健康づくり計画策定委員会設置要綱	73
成田市歯と口腔の健康づくり計画策定経過	75
成田市の歯と口腔の健康づくりに関する事業	76
用語説明	78
成田市保健福祉審議会への諮問と答申	82
成田市保健福祉審議会設置条例	84
成田市保健福祉審議会委員名簿	86

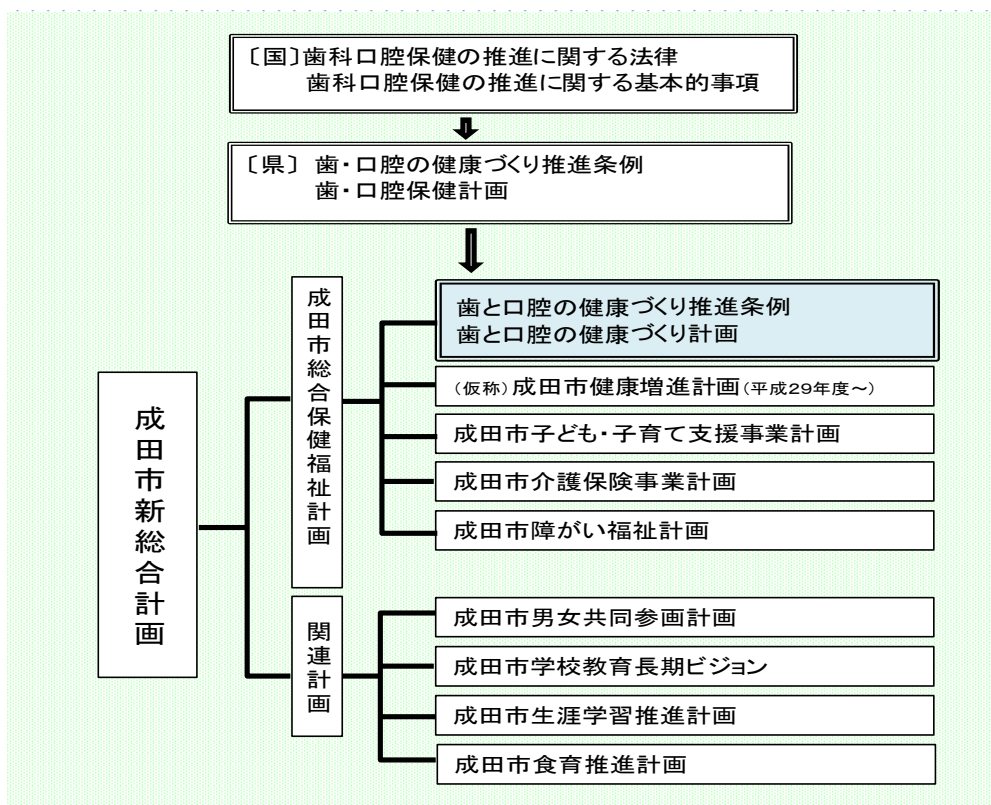
第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「成田市新総合計画」の基本方向である“市民一人ひとりの健康で生きがいを持った生活を支える”を実現するために、市民が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、市、歯科医師等をはじめとする全ての関係者が、それぞれの役割において歯と口腔の健康づくりを推進し、市民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的として「成田市歯と口腔の健康づくり計画」を定めます。

2. 計画の位置づけ

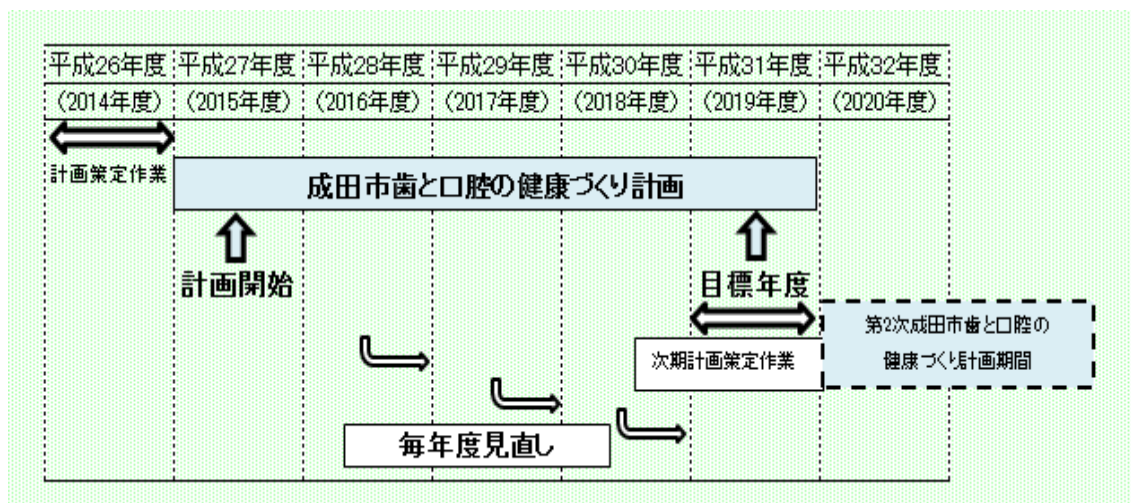
本計画は、「成田市歯と口腔の健康づくり推進条例」（平成26年4月1日施行）第9条の規定に基づく計画であり、国の「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年法律第95号）、第12条第1項の規定に基づき定められる「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と、県の「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」（平成22年条例第24号）、「千葉県歯・口腔保健計画」、市の各種計画との整合性を図るものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や市民の歯と口腔の健康に関する状況の変化等が生じた場合は、必要な見直しを行うものとします。

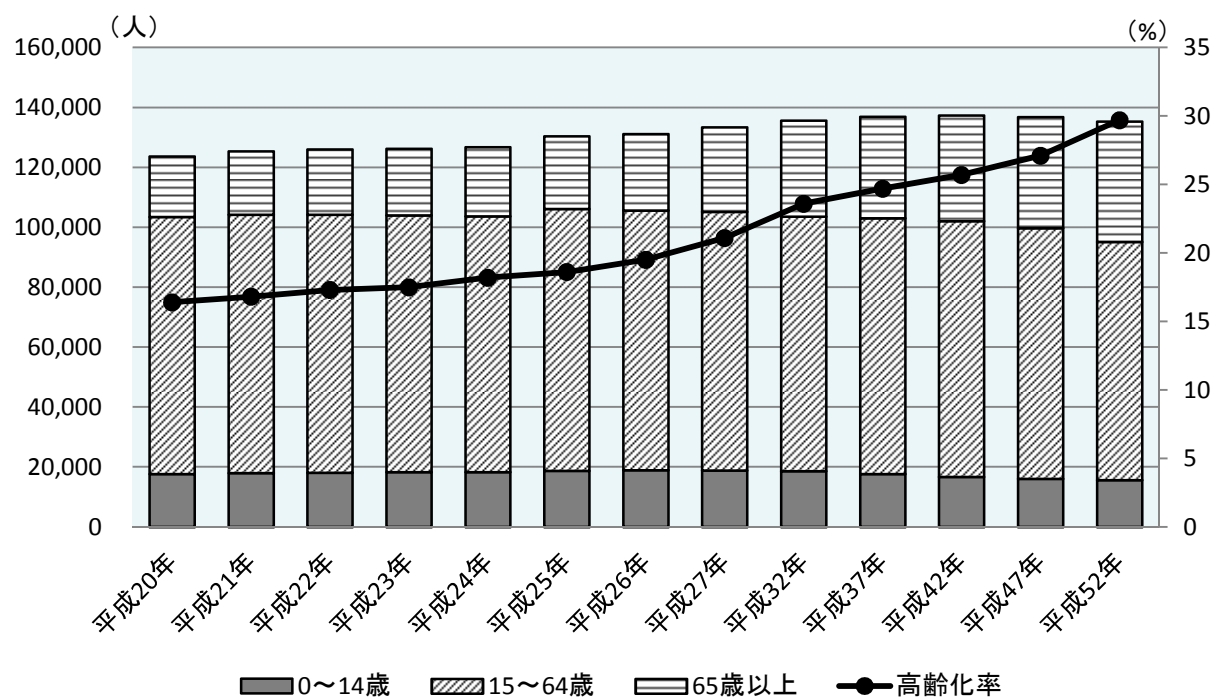


第2章 成田市の歯科保健の現状と課題

1. 成田市の概況

(1) 総人口の推移

■成田市の人口推移・推計

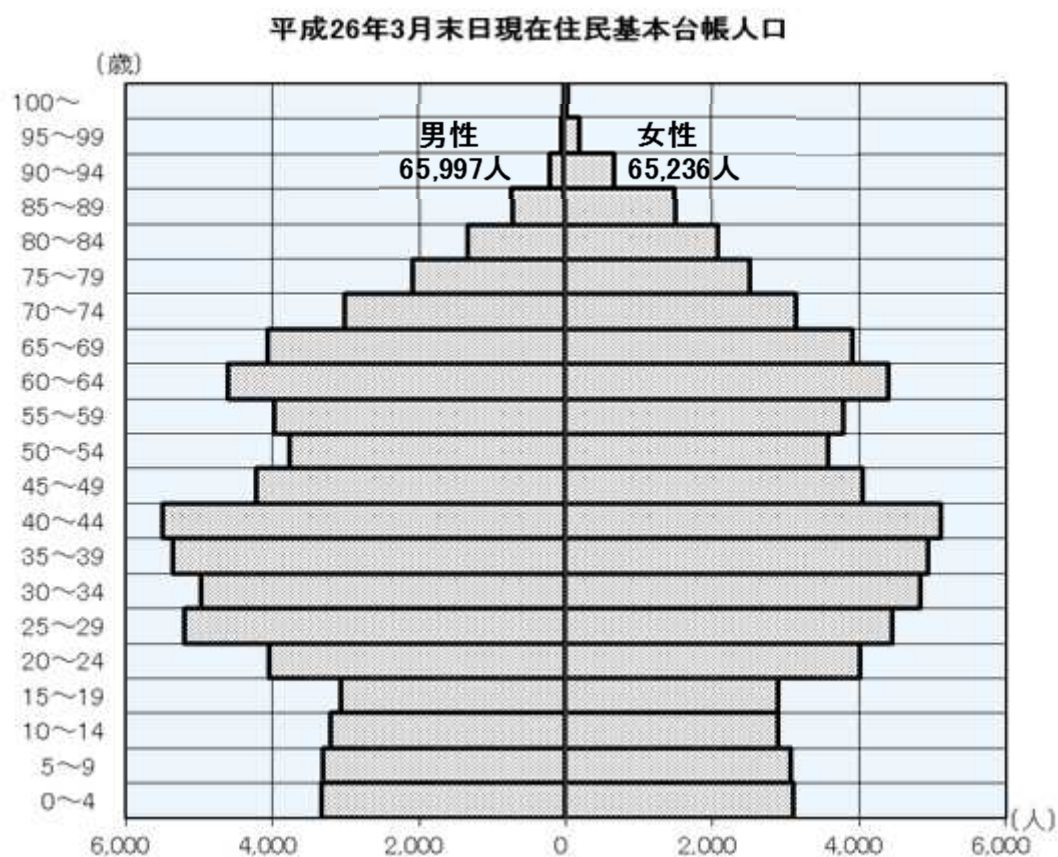


(行政管理課)

(国立社会保障・人口問題研究所)

「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」

(2) 年齢別人口



(行政管理課)

(3) 出生率、死亡率、高齢化率

出生率 (％)

	出生率 (人口 千対)			合計特殊出生率		
	成田市	県	国	成田市	県	国
平成 20 年	10.9	8.7	8.7	1.43	1.29	1.37
平成 21 年	10.6	8.6	8.5	1.40	1.31	1.37
平成 22 年	10.4	8.4	8.5	1.42	1.34	1.39
平成 23 年	10.6	8.2	8.3	1.47	1.31	1.39
平成 24 年	10.4	8.0	8.2	1.47	1.32	1.41

(出生率・合計特殊出生率：「千葉県衛生統計年報」)

死亡率・高齢化率

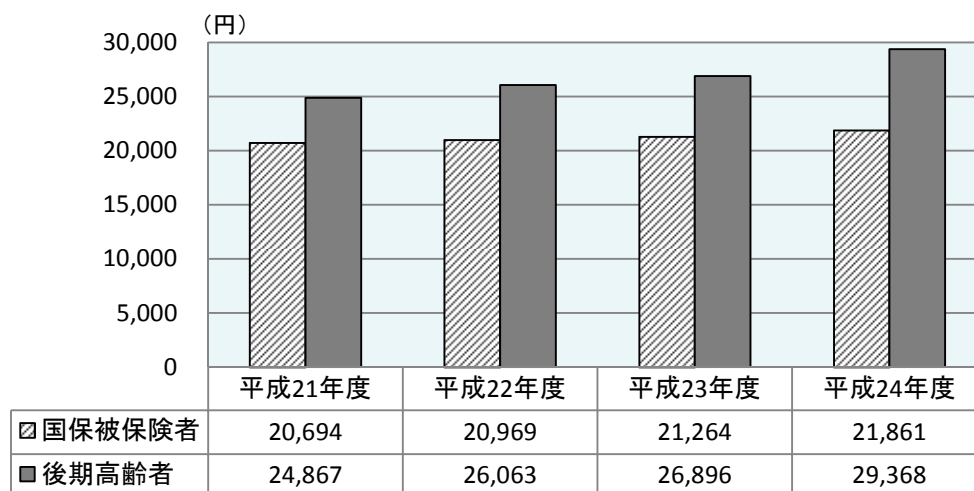
(%)

	高齢化率 (65 歳以上)			死亡率 (人口 千対)		
	成田市	県	国	成田市	県	国
平成 20 年	16.0	19.1	21.9	7.6	7.8	9.1
平成 21 年	16.5	19.9	22.5	6.9	7.9	9.1
平成 22 年	16.9	20.5	23.0	7.2	8.2	9.5
平成 23 年	17.1	20.8	23.2	7.7	8.4	9.9
平成 24 年	18.2	21.7	23.4	8.1	8.7	10.0

(死亡率：「千葉県衛生統計年報」、高齢化率：「成田市の保健福祉」)

(4) 医療費(歯科)の状況

■被保険者別一人当たり歯科費用額の推移



(国民健康保険の実態：国民健康保険中央会 都道府県国民健康保険団体連合)

(後期高齢者：成田市の後期高齢者医療)

成田市国民健康保険疾病別受診状況(平成 25 年 5 月診療分)

	疾病分類	入院外件数
第 1 位	歯及び歯の支持組織の障害	4,867
第 2 位	循環器系の疾患	4,617
第 3 位	内分泌、栄養及び代謝疾患	2,848

(国民健康保険病類別疾病統計 千葉県健康福祉部保健指導課)

2. ライフステージ別の現状と課題

(1) 妊娠期の現状と課題

〔現状〕

◎平成25年度の妊婦歯科健診における受診勧奨者は、むし歯38.7%、歯肉炎58.6%、歯石沈着48.0%です。

妊婦歯科健診 受診勧奨の割合 (%)			
	むし歯	歯肉炎	歯石沈着
平成24年度	36.8	57.2	53.9
平成25年度	38.7	58.6	48.0

(母親学級歯科健診)

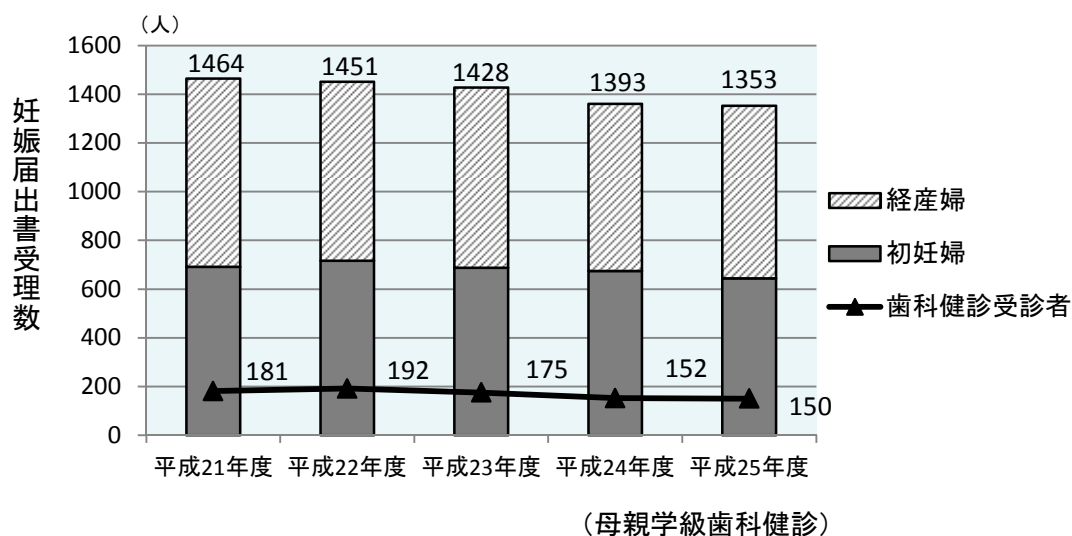
◎妊婦一人平均むし歯経験歯数は、平成25年度9.7本で、県平均と比べ少なくなっています。

妊婦一人平均むし歯経験歯数 (本)	
平成21年度	11.0
平成22年度	10.7
平成23年度	9.8
平成24年度	10.9
平成25年度	9.7
千葉県(平成24年度)	10.7

(母親学級歯科健診)

◎妊婦を対象とする歯科保健の取り組みが少なく、すべての妊婦の歯と口腔の健康実態が把握されていません。

■妊娠届出書の受理状況と、妊婦歯科健診受診者



◎産院、産婦人科医院での歯科健康教育、歯科保健指導の実施状況が把握できていません。

◎母子健康手帳交付時のアンケート結果で妊娠中に喫煙している妊婦の割合は2.2%です。

妊婦の喫煙の状況 (無回答有)				(%)
	吸っている	以前吸っていた	もともと吸わない	周囲に喫煙者がいる
平成 24 年度	2.2	19.5	69.2	18.2
平成 25 年度	2.2	19.2	64.4	19.4

(健康増進課 (保健福祉館) での交付時の妊婦を対象にしたアンケート)

【課題】

◎妊娠期は体調の変化が起こりやすく口腔の清潔の維持が難しい時期です。
自分の口腔内状態を知り適切な対応が取れるように、すべての妊婦が受診できる歯科健診事業が必要です。

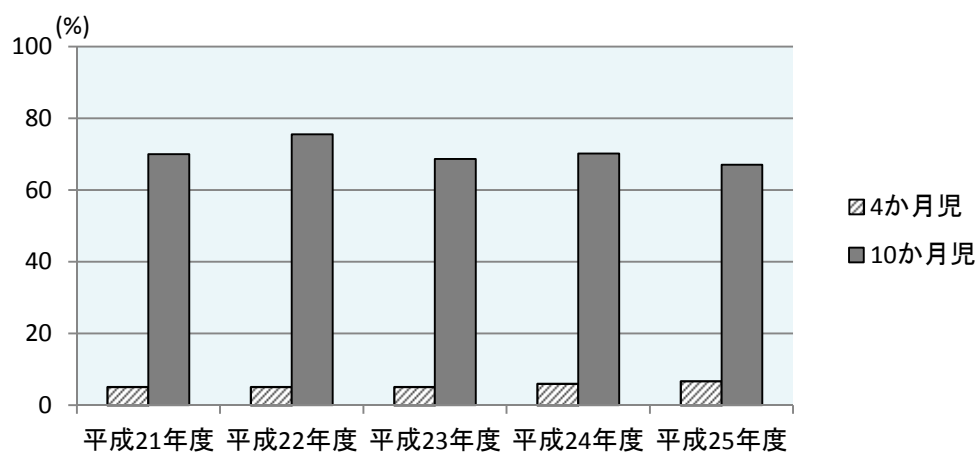
◎妊娠中に歯と口腔の健康に関する正しい知識を得て、家族の歯と口腔の健康増進に取り組めるように、すべての妊婦に歯と口腔の健康に関する情報を提供する必要があります。

（２）乳幼児期の現状と課題

〔現状〕

◎乳児期の歯科健康相談、ブラッシング実習（赤ちゃん相談）の利用者は、平成25年度では、4か月児6.7%、10か月児67.1%です。乳歯未萌出の保護者は、歯や口腔への関心が低いことがわかります。

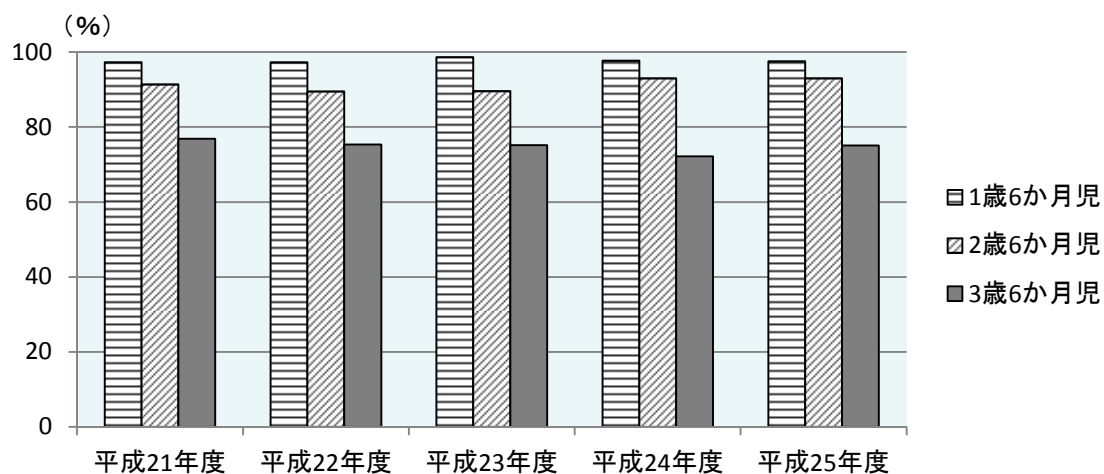
■赤ちゃん相談利用者



（赤ちゃん相談）

◎むし歯がない幼児は、平成25年度では、1歳6か月児97.6%、2歳6か月児93.0%、3歳6か月児75.1%で、年齢が上がるにつれてむし歯のない幼児が少なくなっています。

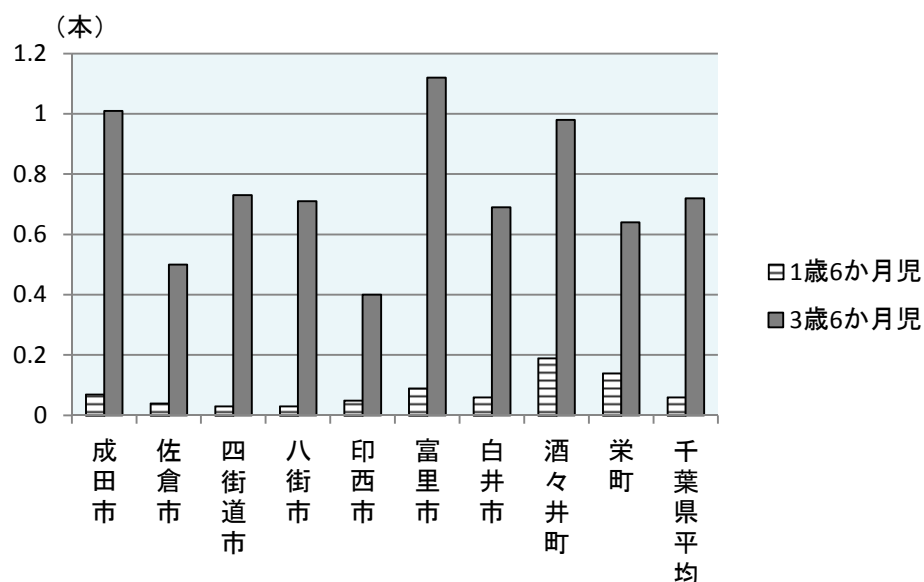
■むし歯のない幼児の割合



（幼児歯科健診）

◎一人平均むし歯経験歯数は、平成24年度では、1歳6か月児0.07本、3歳6か月児1.01本で、県平均、近隣市町と比べ多い状況にあります。

■平成24年度幼児歯科健診一人平均むし歯経験歯数



(千葉県健康福祉部 平成24年度1歳6か月児、3歳児むし歯の状況)

◎3歳児健診で不正咬合のある幼児は、平成25年度14.0%で県平均と比べわずかに高い状況にあります。

不正咬合のある幼児の割合 (%)		
	成田市	千葉県
平成22年度	13.9	12.0
平成23年度	12.6	11.9
平成24年度	14.0	12.5
平成25年度	14.0	—

(3歳児歯科健診)

※平成25年度千葉県データなし

◎幼児のむし歯の本数は、平成25年度平均5.6本ですが、5本以上むし歯を持っている幼児が22.0%います。

3歳児健診むし歯のある幼児の1人平均むし歯数 (本)

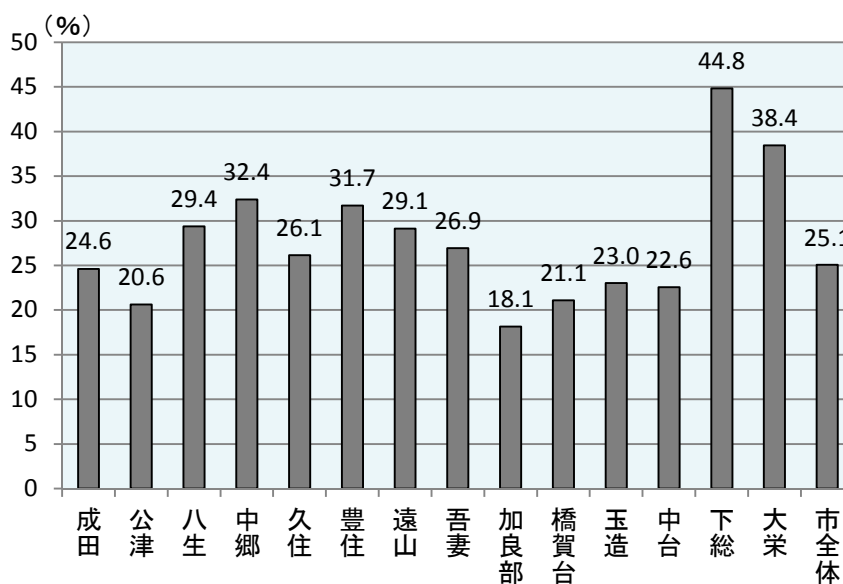
	A型	B型	C型	平均	5本以上むし歯を持つ幼児の割合
平成21年度	2.3	6.0	12.2	6.8	24.0%
平成22年度	2.3	6.6	9.3	6.1	24.4%
平成23年度	2.3	5.9	7.2	5.1	24.5%
平成24年度	2.2	6.1	7.9	5.4	23.5%
平成25年度	2.2	6.2	8.5	5.6	22.0%

(3歳児歯科健診)

◎むし歯のある幼児の状況は、地区別に差がみられます。

■地区別むし歯罹患状況

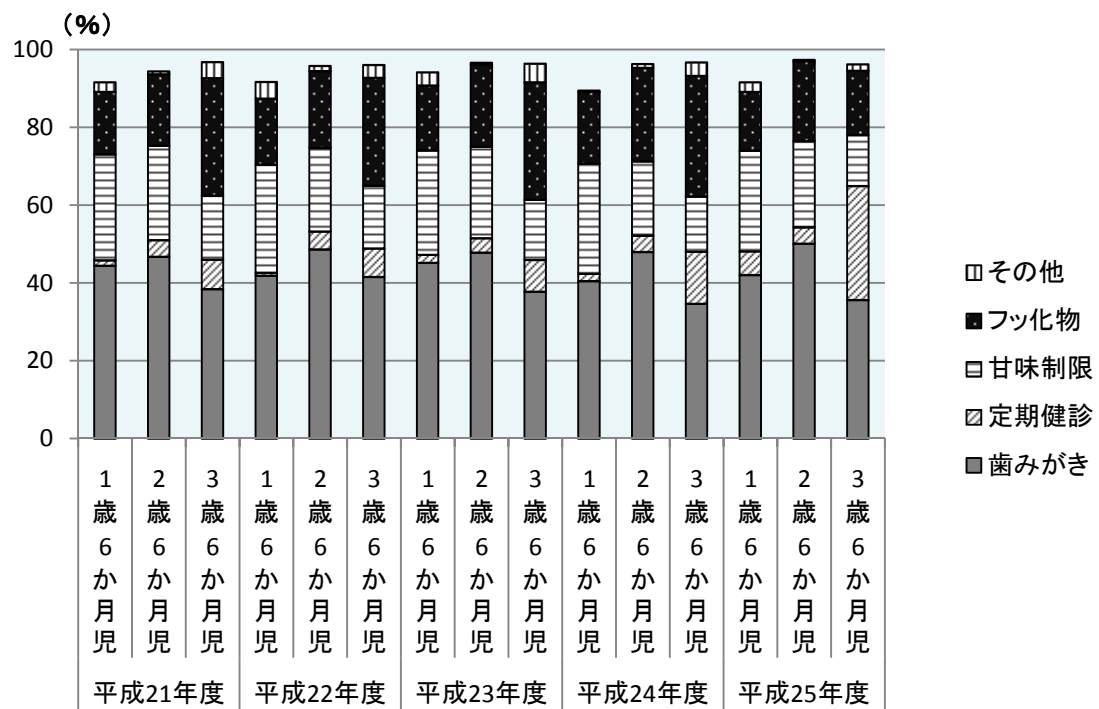
(平成21年度～25年度5年間の平均)



(3歳児歯科健診)

◎むし歯予防のために家庭で行っていることは、1歳6か月児、2歳6か月児は、歯みがき、甘味制限が主となり、3歳6か月児は、フッ化物を利用したむし歯予防が増加する傾向があります。

■ 幼児むし歯予防の状況

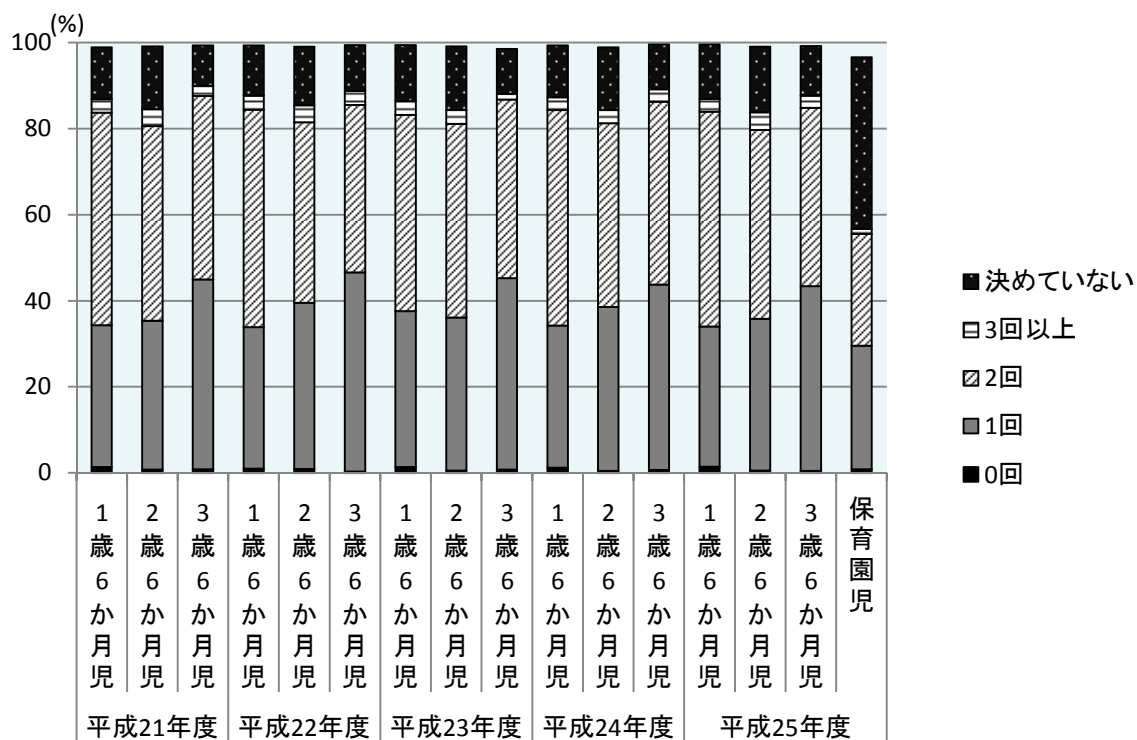


(幼児歯科健診)

◎おやつの回数を決めている保護者の割合は、平成25年度では幼児86.2%、保育園児56.8%です。

◎1日に3回以上おやつを食べている幼児は、平成25年度では1歳6か月児2.9%、2歳6か月児4.1%、3歳6か月児2.8%、保育園児1.2%です。

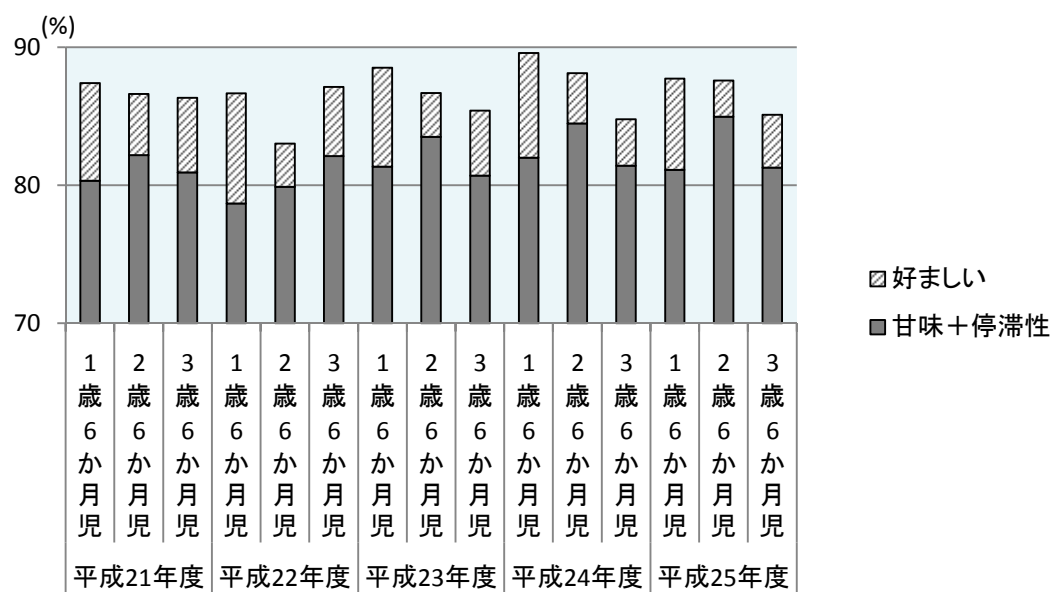
■ 幼児おやつの回数の状況



(幼児歯科健診、保育園歯科健診)

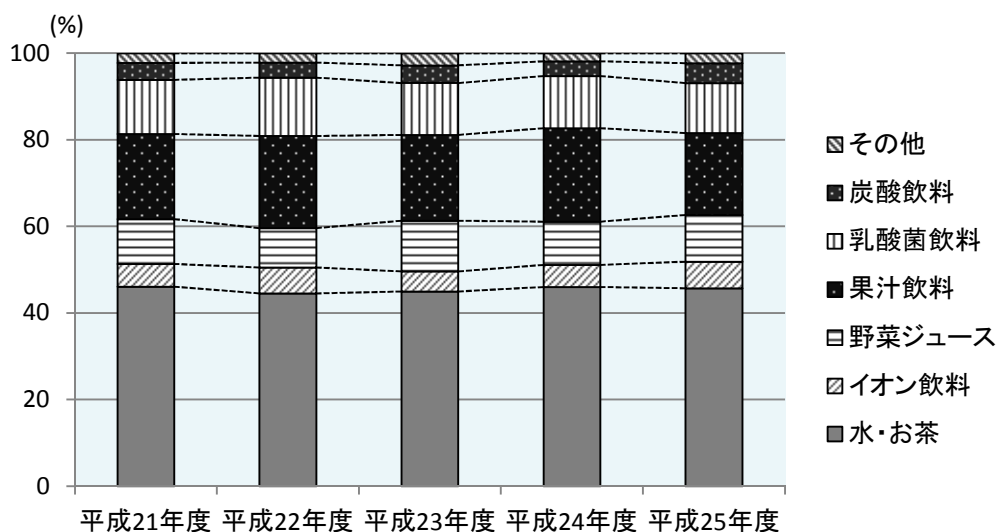
◎家庭で食べるおやつの内容は、おせんべい、スナック菓子、ビスケットなどの歯にくっつきやすい食べ物をとる割合と、甘い食べ物をとる割合を合わせて平成25年度では、1歳6か月児81.1%、2歳6か月児85.0%、3歳6か月児81.3%です。果汁飲料、乳酸菌飲料などの甘い飲み物を飲んでいる割合は、3歳児52.0%です。

■おやつの内容



(幼児歯科健診)

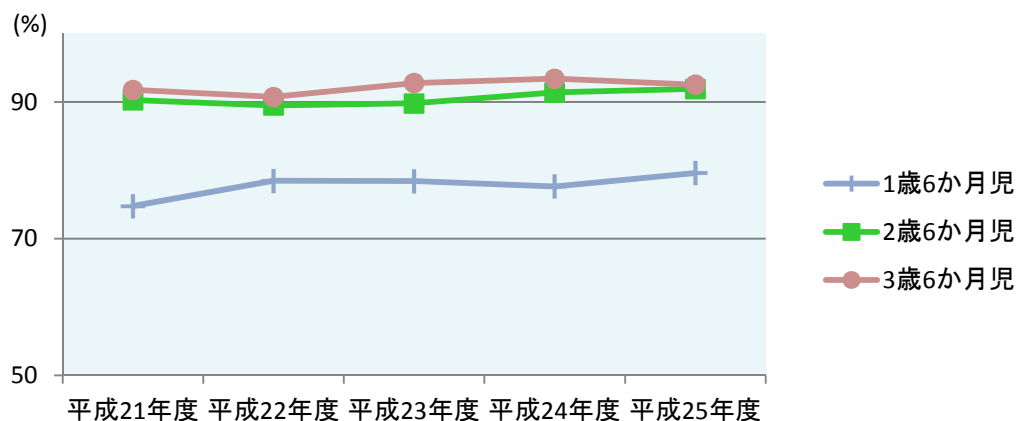
■飲み物の内容



(3歳児歯科健診)

◎仕上げみがきを行っている保護者は、平成25年度では、1歳6か月児79.6%、2歳6か月児91.9%、3歳6か月児92.5%です。

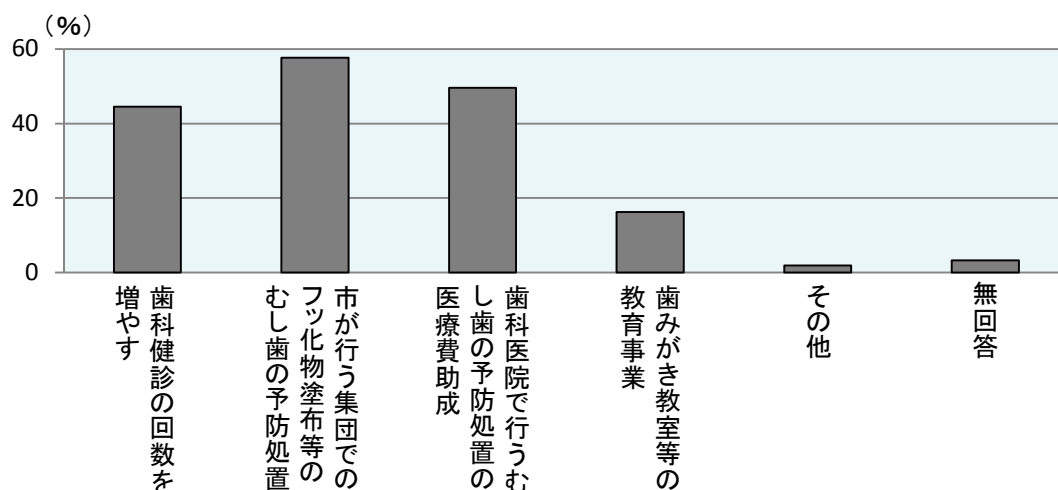
■ 幼児仕上げみがきの状況



(幼児歯科健診)

◎保護者が希望する幼児のむし歯予防は、集団でのフッ化物塗布等57.7%、歯科医院での予防処置49.6%、歯科健診44.5%、教育事業16.3%となっています。

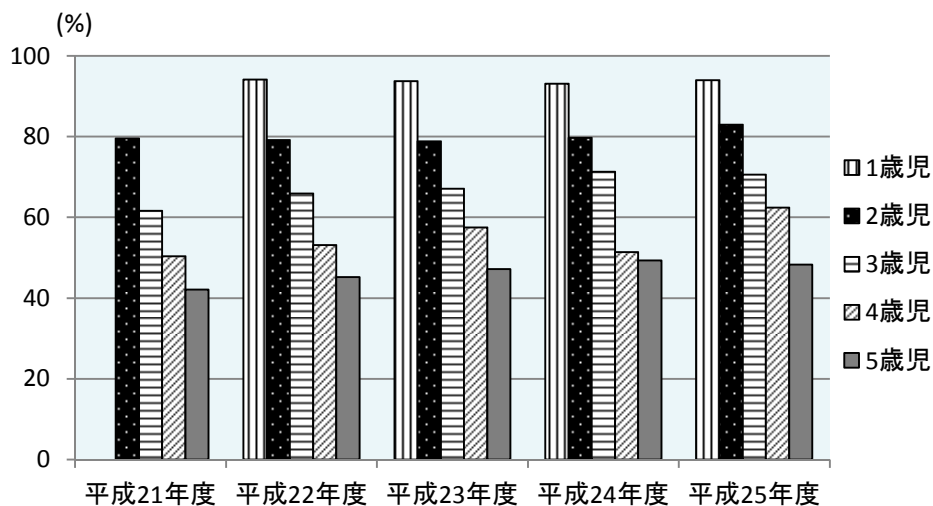
■ 幼児の歯の健康づくりのために希望すること



(平成26年1月子育てニーズ調査)

◎むし歯がない保育園児は、平成25年度において、1歳94.1%、2歳83.0%、3歳70.7%、4歳62.5%、5歳48.3%と年齢が上がるにつれて少なくなっています。

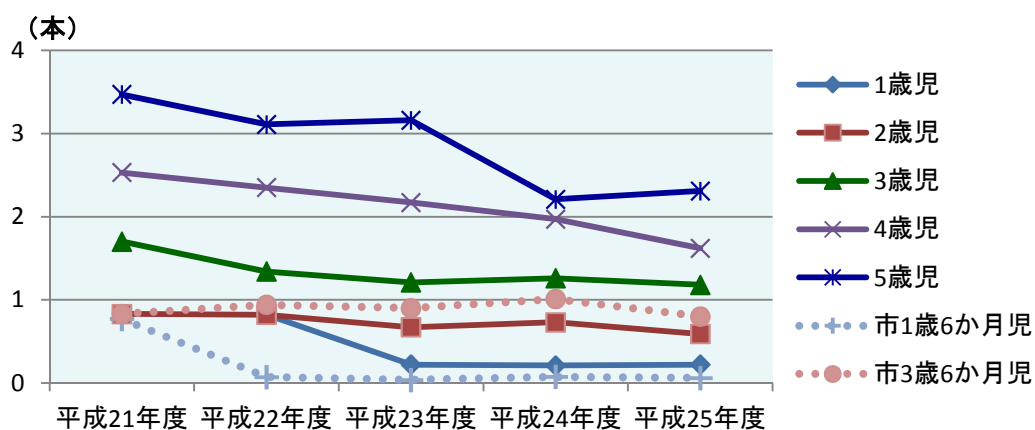
■むし歯のない保育園児の割合



(保育園歯科健診)

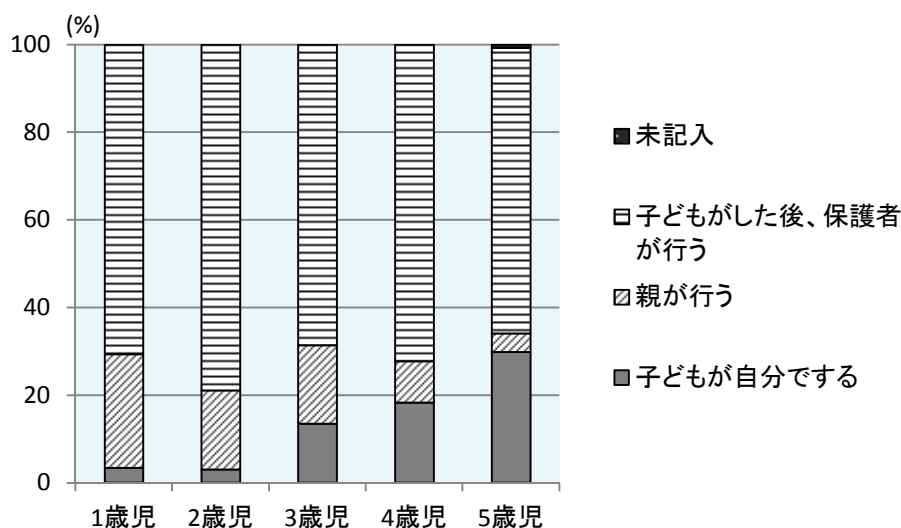
◎保育園児一人平均むし歯経験歯数は、平成25年度において、1歳0.22本、2歳0.59本、3歳1.18本、4歳児1.62本、5歳児2.31本で、市平均と比べ多い状況にあります。

■保育園児の一人平均むし歯経験歯数



(幼児歯科健診、保育園歯科健診)

◎仕上げみがきを行っている保育園児の保護者は、1歳児96.7%、2歳児97%、3歳児86.6%、4歳児81.7%、5歳児69.4%です。



(平成25年度保育園歯科健診)

◎フッ化物による洗口を行っている保育園は全20園中2園です。

【課題】

◎乳幼児期は、離乳食から幼児食へと移り変わり、食習慣にも変化が見られます。甘いおやつや飲み物が及ぼす様々な影響を理解するなど、食習慣や生活習慣に関する正しい知識や情報を提供する必要があります。

◎乳児期から歯や口腔内の状態に合わせた適切な食べ方、飲み方の支援を継続し、健全な口腔機能の獲得を促す取り組みが必要です。

◎幼い時期から歯と口腔に関心を持ち、楽しくむし歯予防に取り組めるように、歯と口腔の健康づくりについて伝えていく機会が必要です。

◎フッ化物を利用したむし歯予防事業について、幼児自身、保護者、職員、関係者等への情報提供、十分な事業内容の説明を行い、事業の導入について検討します。

- ◎むし歯がない幼児と、むし歯がたくさんある幼児の差がみられます。むし歯がたくさんある幼児は、様々な生活の背景を有することが考えられるため、他職種や他機関等との連携に努め、きめ細やかな支援をしていくことが必要です。
- ◎地域の子育ての環境や地理的特徴を考慮しつつ、子育てサークルや、高齢者クラブ等と連携して、歯や口腔の健康づくりについての正しい知識や情報を提供する必要があります。
- ◎幼稚園児を対象とする歯科保健情報が未把握で、すべての幼児の歯と口腔の健康実態が把握されていません。

(3) 学齢期の現状と課題

〔現状〕

◎むし歯がない小・中学生は、平成25年度では小学1年生と中学1年生が最も多い状況です。

また、一人平均むし歯経験歯数も、学年が上がるとともに高くなる傾向があります。

平成25年度むし歯がない小・中学生の割合

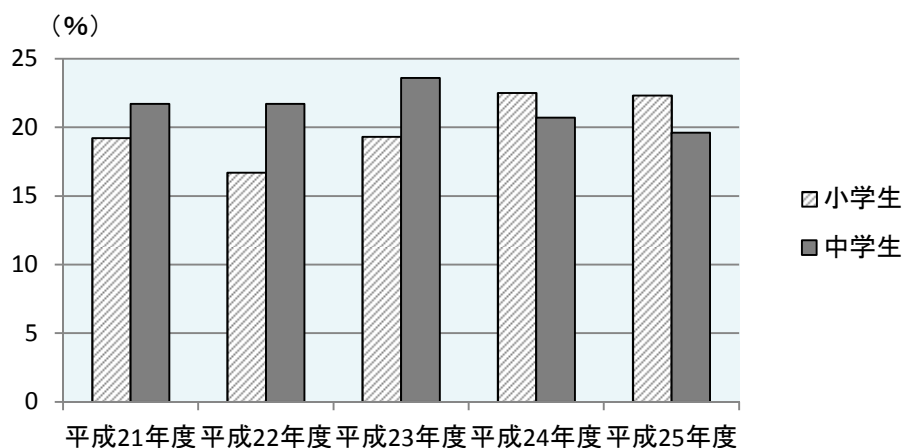
(%)

小学1年生	55.0
小学2年生	48.9
小学3年生	36.8
小学4年生	41.4
小学5年生	46.0
小学6年生	54.5
中学1年生	65.4
中学2年生	64.0
中学3年生	53.2

(成田市の学校保健)

◎不正咬合のある小・中学生は、平成25年度において小学生22.3%、中学生19.6%です。

■不正咬合の割合



(成田市の学校保健)

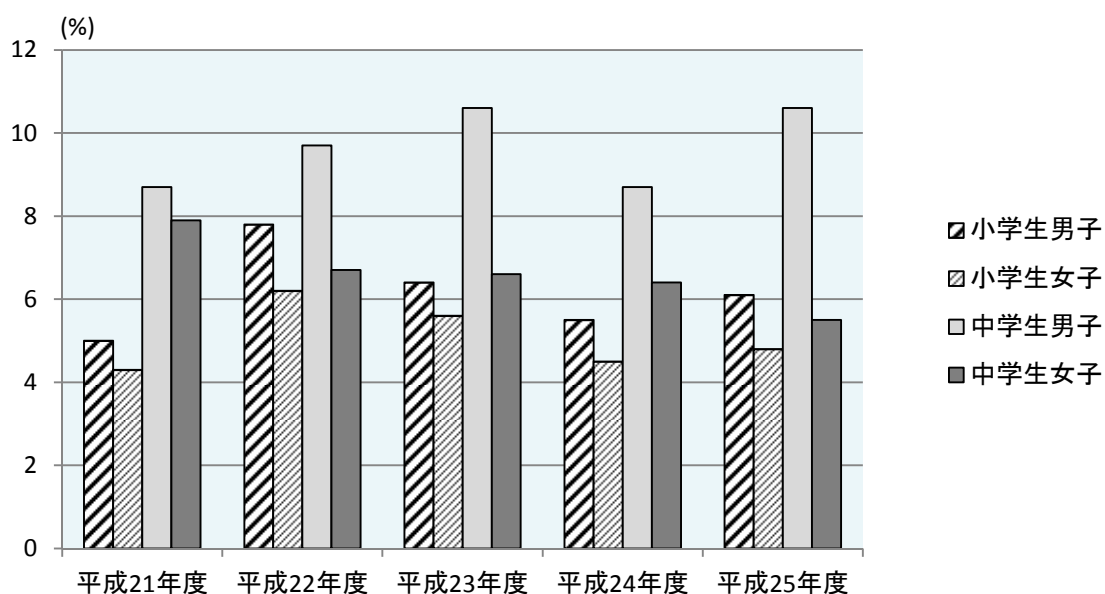
◎歯垢の付着が認められる小・中学生は、平成25年度において小学生20.7%、中学生22.7%であり、小学生と中学生では差がみられません。

	歯垢の付着状況 (%)	
	小学生	中学生
平成21年度	21.2	22.5
平成22年度	23.9	27.2
平成23年度	22.9	24.5
平成24年度	23.5	23.8
平成25年度	20.7	22.7

(成田市の学校保健)

◎小学校低学年から歯肉炎の症状がみられ、平成25年度において小学生男子は6.1%、女子は4.8%、中学生男子は10.6%、女子は5.5%です。女子より男子が多い傾向があります。

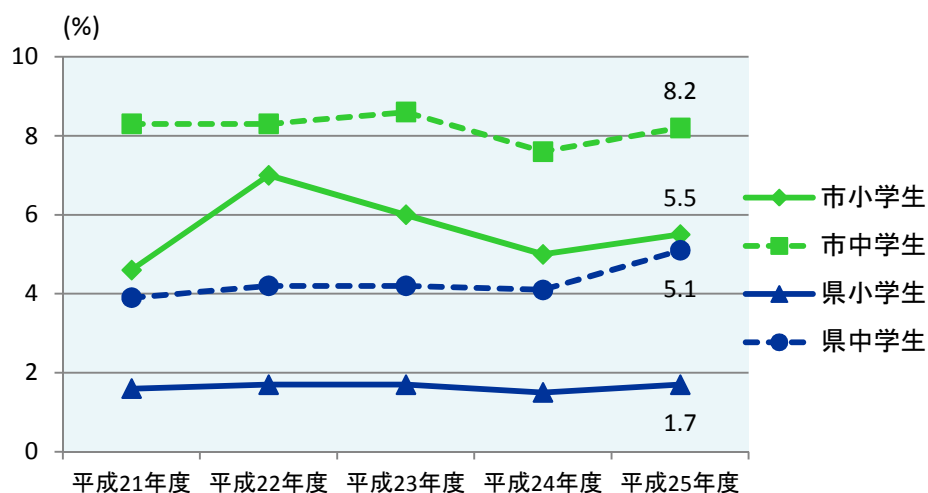
■歯肉炎の症状がある小・中学生の状況（歯肉の状態が2の者）



(成田市の学校保健)

◎歯肉炎の症状がみられる小・中学生の割合は、千葉県平均と比べて多い状況です。

■成田市と千葉県の歯肉炎の罹患率の比較



(成田市の学校保健)

◎給食後に歯みがきを行っている学校は、小学校25校、中学校6校で、全体の88.6%です。

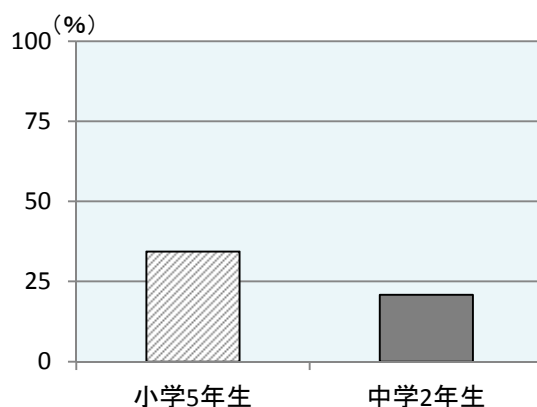
また、年間を通して歯科健康教育や歯科保健指導に取り組んでいる学校は、平成25年度小学校29校(全校)、中学校3校です。

◎フッ化物による洗口を行っている小学校は1校です。

◎受診勧奨により、歯科医院を受診した小・中学生は、小学生56.4%、中学生31.7%です。

◎よく噛んで食べるように気をつけている小・中学生は、小学5年生34.4%、中学2年生20.8%です。

■食事をよく噛んで食べる割合



(平成22年7月成田市食育に関するアンケート調査報告書)

※小学5年生・中学2年生対象

【課題】

◎フッ化物を利用したむし歯予防事業について、小・中学生自身、保護者、職員、関係者等への情報提供、十分な事業内容の説明を行い、事業の導入について検討します。

◎学齢期における歯と口腔の疾患の予防に加え、成人期以降の歯と口腔の健康づくりの基盤をつくるために、小・中学生を対象とした歯科健康教育を強化するとともに、保護者への歯科保健情報の提供等、家庭、学校と一貫した取り組みが必要です。

◎生活習慣を含め、口腔内状態の改善が見込めない小・中学生に対しては、学校関係者等とともに個別指導の在り方を検討する必要があります。

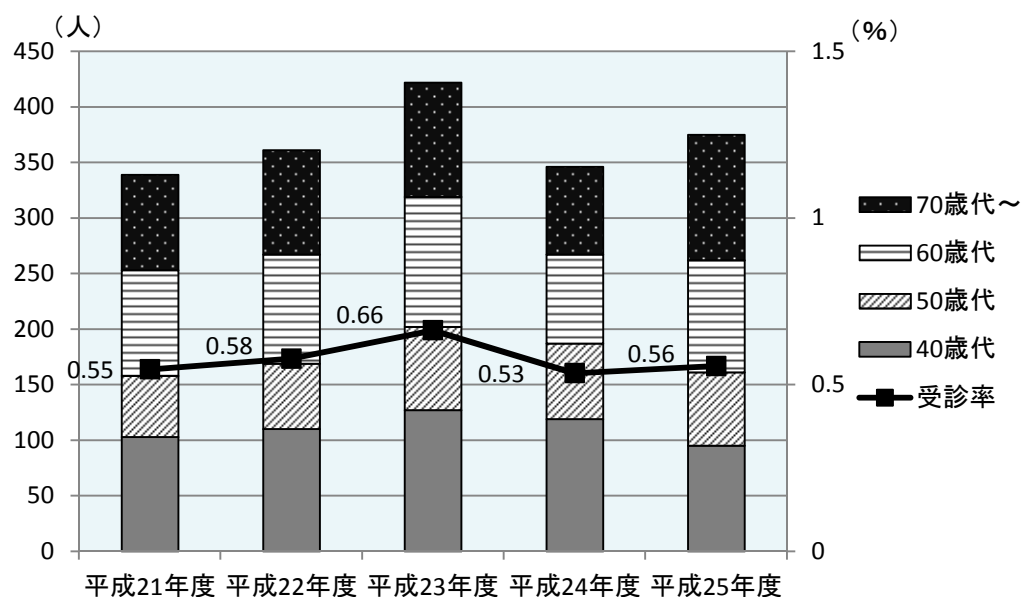
◎歯や口腔の健康づくりを通して、噛むことの大切さを啓発し食育を推進する必要があります。

（４）成人期の現状と課題

〔現状〕

◎成人歯科検診の受診率は１％に満たず、低率が続いています。

■成人歯科検診受診状況



(成人歯科検診)

◎平成25年度成人歯科検診の結果では、歯周疾患を有している人は40歳代で94.8%、50歳代で96.9%、60歳代で96.0%、70歳以上で94.7%です。

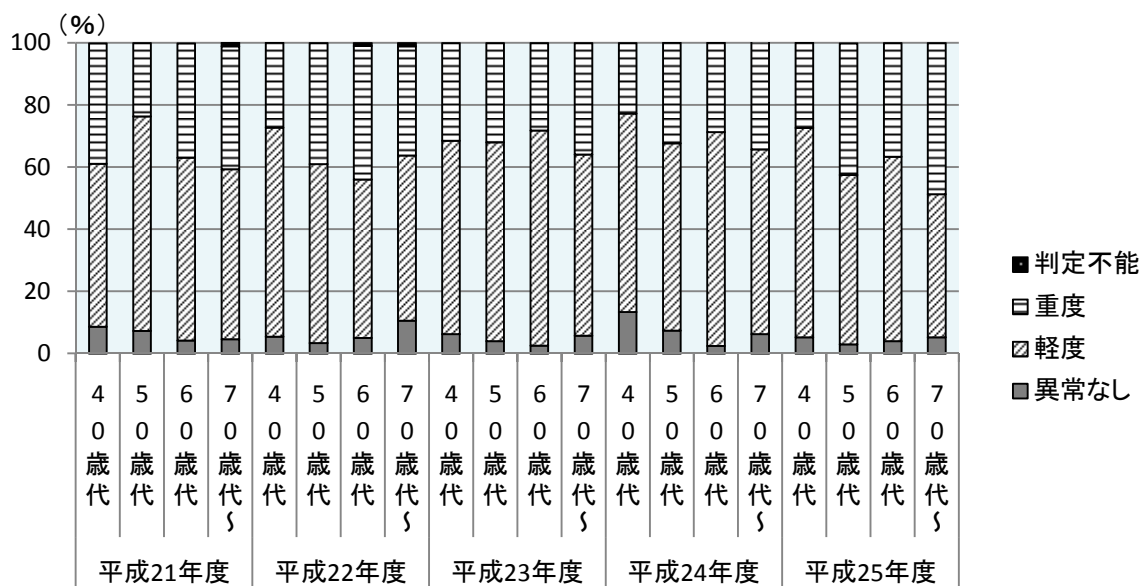
進行した歯周疾患に罹患している人は、40歳代で27.4%、50歳代で42.4%、60歳代で36.6%、70歳以上で48.7%です。

平成25年度成人歯科検診年代別歯周疾患の割合

	(%)			
	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～
異常なし	5.2	3.0	4.0	5.3
軽度	67.4	54.6	59.4	46.0
重度	27.4	42.4	36.6	48.7

(成人歯科検診)

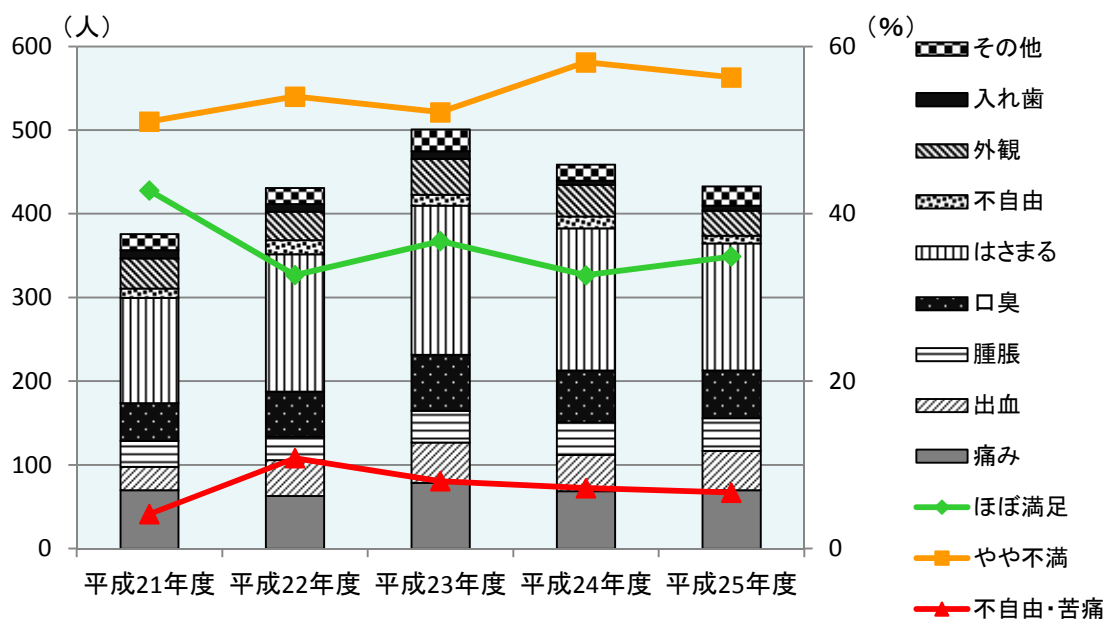
■年代別歯周疾患の割合



(成人歯科検診)

◎歯と口腔の状態について満足している人は約4割と少なく、歯と歯の間に食べ物が挟まる等多くの人が歯周疾患の症状を訴えています。

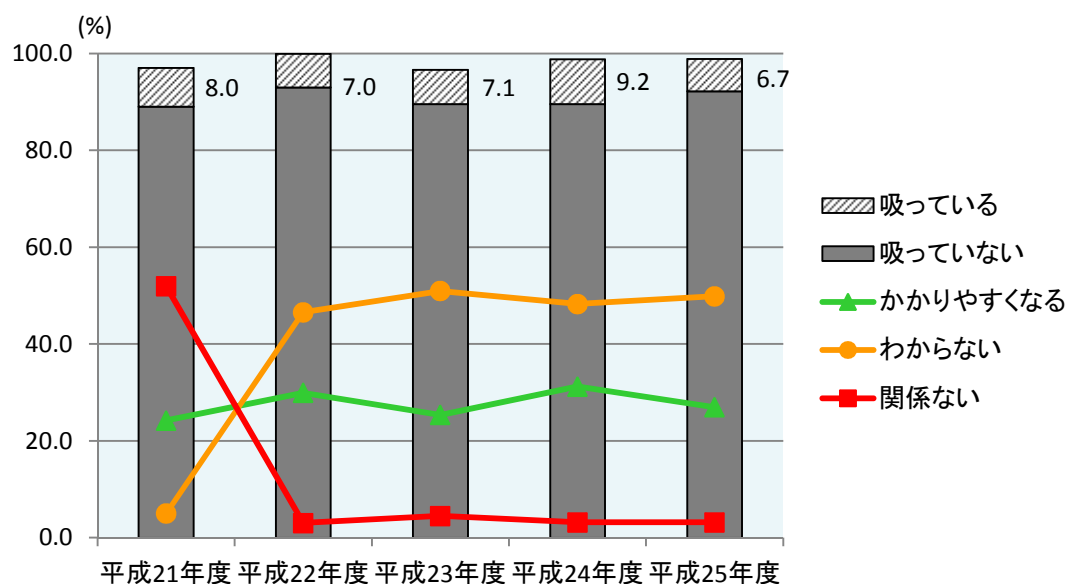
■自覚症状



(成人歯科検診)

◎ 40歳以上での喫煙習慣のある人は平成25年度では、6.7%います。また、喫煙が歯周疾患に与える影響について知っている人は26.9%です。

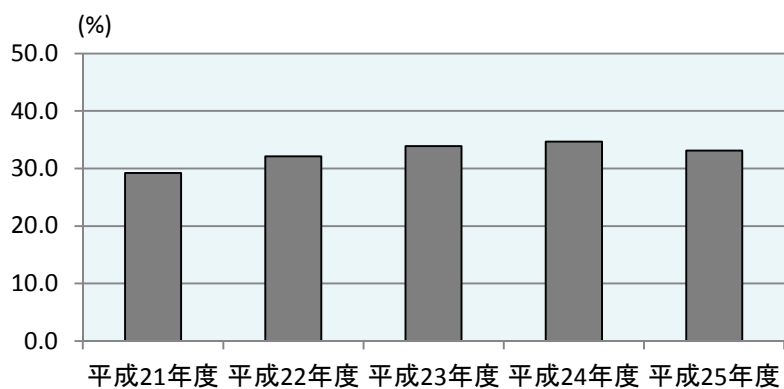
■喫煙



(成人歯科検診)

◎ 歯の健康維持のための取り組みとして、歯間部清掃用具を利用している人は、平成25年度33.1%です。

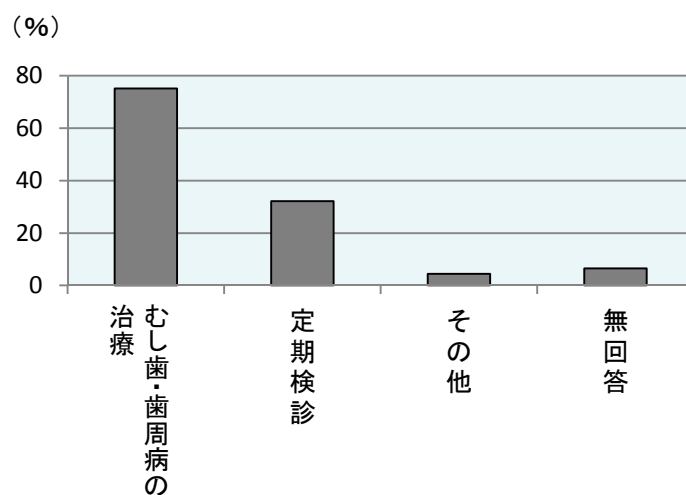
■歯間部清掃用具使用の状況



(成人歯科検診)

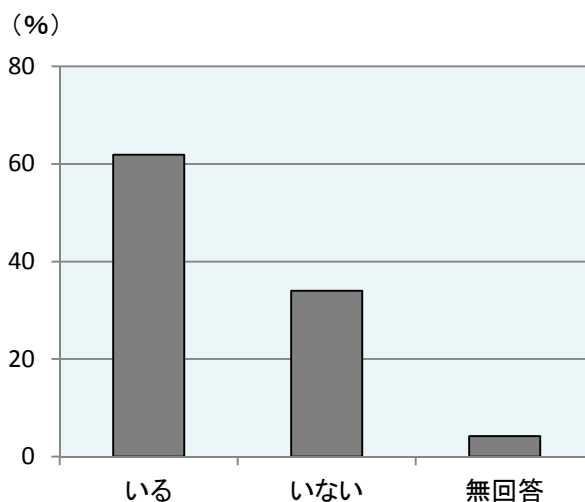
◎自覚症状があるときに受診する人が多く、定期歯科検診のために受診する人は32.1%です。またかかりつけ歯科医を決めている人は61.9%です。

■受診理由



(平成26年2月成田市総合保健福祉計画策定のための市民アンケート調査)

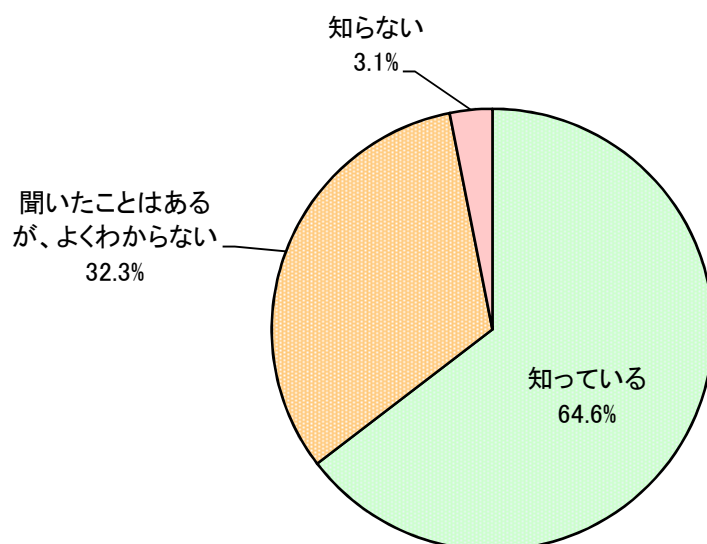
■かかりつけ歯科医の有無



(平成26年2月成田市総合保健福祉計画策定のための市民アンケート調査)

◎歯や口腔の健康と全身の健康の関連について知っている人は64.6%です。

■歯や口腔の健康と全身の健康の関係



(平成26年6月 成田市インターネット市政モニター アンケート)

【課題】

- ◎成人歯科検診受診率を向上させるために事業の普及が必要です。
また、検診を受けやすい環境づくりを進めるために、地域や企業と協力し歯科保健環境を整備する取り組みを検討する必要があります。
- ◎進行した歯周疾患を有する人が年齢とともに増加しています。歯周疾患は歯の喪失につながり、口腔機能の低下、生活の質の低下を招く要因になるため、歯周疾患に対する取り組みの強化が緊要です。
- ◎初期の歯周疾患は、適切な治療や予防が施されることにより、健康な歯肉に回復することができますが、自覚症状が乏しいため歯科受診につながりにくい傾向があります。定期的に歯科検診や専門的口腔ケアを受ける等、早期発見、早期治療の大切さを周知する必要があります。
- ◎歯と口腔の疾患の予防に効果がある歯間部清掃用具を使用している人は少なく、歯間部清掃用具の使用方法や効果について周知、普及するように努める必要があります。

◎喫煙が歯周疾患へ与える悪影響、歯周疾患と生活習慣病や流産等の関係など、歯と口腔の健康が全身の健康に深く関係していることについて情報提供する必要があります。

◎定期的に歯科検診を受け、適切な口腔管理を継続することは、歯と口腔の疾患を予防するのみではなく全身の健康の維持向上につながるため、積極的な受診勧奨が必要です。

◎かかりつけ歯科医は、“気軽に相談できる”、“個人の心身の状態や生活状態に合った適切な指導や治療が受けられる”など歯と口腔の健康維持に欠かせないものです。かかりつけ歯科医を持つことの利得について周知し推進する必要があります。

◎口腔がんとは、歯肉、舌、頬部、口蓋、口底等の粘膜に発生するがんのことです。全体のがんの発生頻度の約4%を占め、日本では今後、毎年1万5千人が発症し、約7千人の人が死亡すると推定されています。早期発見により適切な治療が施されれば治癒率が高いとも言われているため、口腔がん検診の実施に向けて検討する必要があります。

（５）高齢期の現状と課題

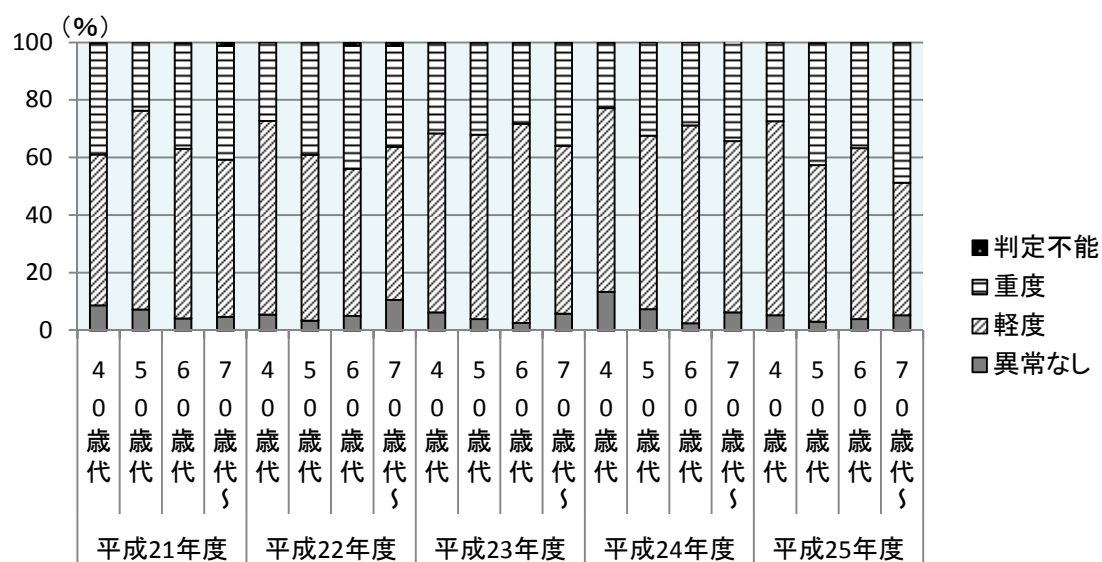
〔現状〕

◎８０２０運動が提唱されていますが、市の８０２０達成者についての統計はありません。

◎平成２５年度成人歯科検診の結果では、歯周疾患を有している人は７０歳以上で９４．７％です。

そのうち進行した歯周疾患に罹患している人は、４８．７％です。

■年代別歯周疾患罹患状況（再掲）



（成人歯科検診）

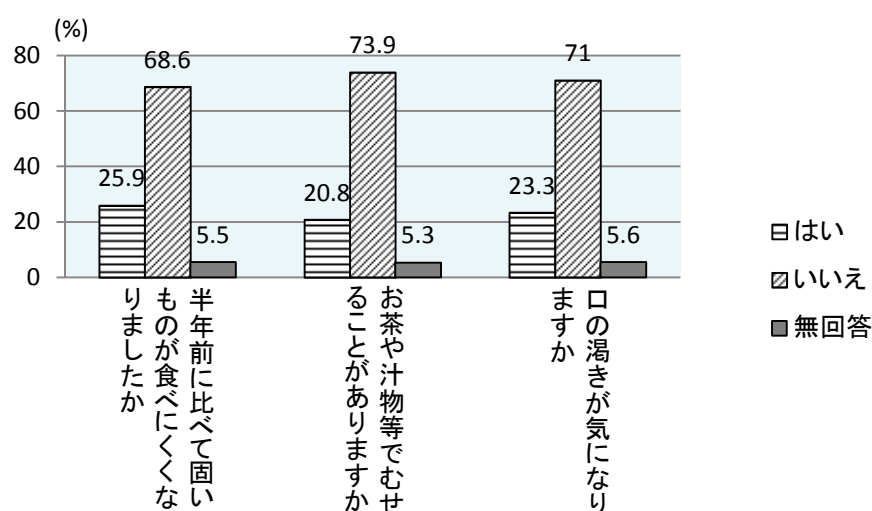
◎年齢とともに歯の本数は減少しています。

	年代別残存歯数の推移				(本)
	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	
平成22年度	27.6	27.2	25.5	21.6	
平成23年度	27.9	27.0	25.6	22.2	
平成24年度	28.0	27.1	25.9	22.7	
平成25年度	28.3	27.3	26.0	23.5	

（成人歯科検診）

◎噛めない、飲み込みにくい、口が渇く、むせるなどの口腔機能の症状を感じている高齢者は多くみられますが、口腔機能の維持、向上のために介護予防事業に参加する人は多くありません。

■口腔機能の症状



(平成26年2月成田市総合保健福祉計画策定のための市民アンケート調査)

二次予防事業 生活機能把握状況

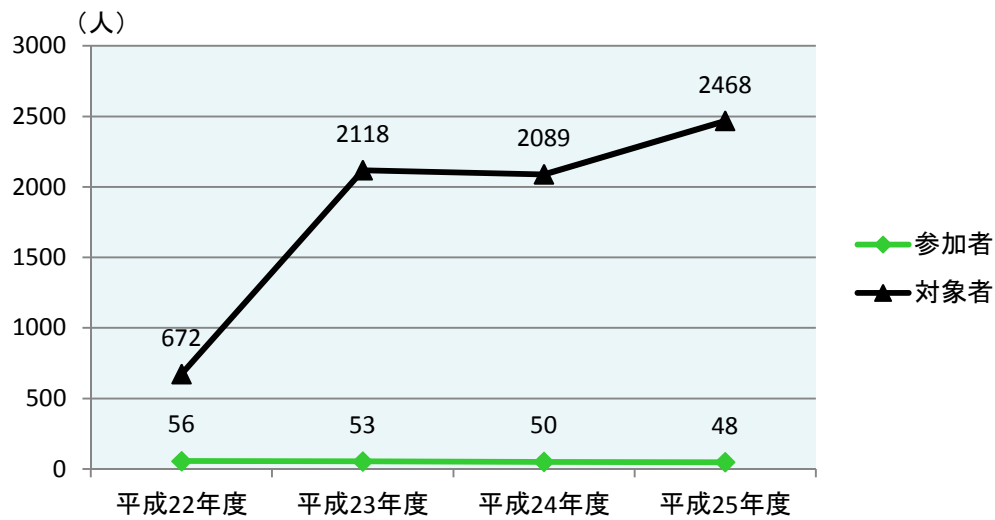
(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
65歳以上（介護認定者除く）	19,280	19,383	20,027	20,856
基本チェックリスト実施数	5,666	14,061	15,137	17,458
二次予防事業対象者（全数）	1,083	3,807	3,759	4,352
（口腔）	672	2,118	2,089	2,468
	(62.0%)	(55.6%)	(55.6%)	(56.7%)

(高齢者福祉課)

※いつまでも元気な暮らしを送るためには、心身の老化のサインに早く気づき、機能を維持向上させる等の取り組みが必要です。基本チェックリストとは、自分に必要な介護予防の取り組みを見つける25項目の質問表です。内容は生活機能、運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知症、うつ の7分野に分かれています。

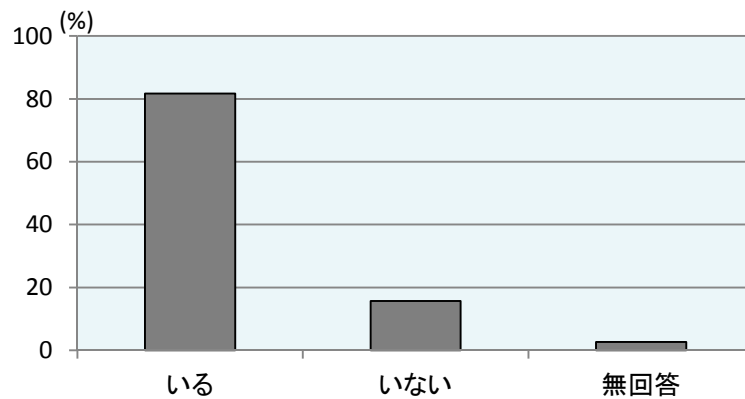
■口腔機能向上支援事業の参加状況



(高齢者福祉課)

◎かかりつけ歯科医のいる人は81.7%です。

■かかりつけ歯科医の有無



(平成26年2月成田市総合保健福祉計画策定のための市民アンケート調査)

〔課題〕

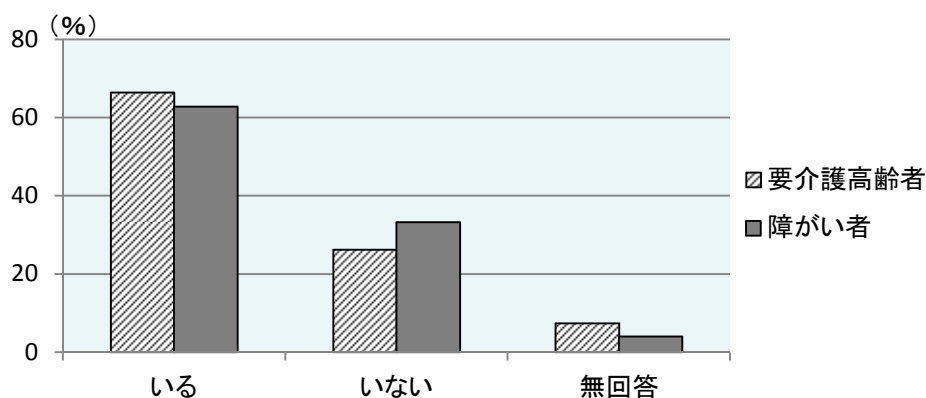
- ◎歯の喪失は口腔機能や生活の質の低下につながることから、歯の喪失を防止し口腔機能を維持していく必要があります。
- ◎健康な歯と口腔の状態を維持するとともに、口腔機能の低下を防ぐために、かかりつけ歯科医を持つことが大切です。また、口腔内の異常や不安を老化によるものとして放置せず、気軽に相談して、適切な指導や歯科治療を受けられるように啓発する必要があります。
- ◎定期的に歯科健診を受け、適切な口腔管理を継続することは、歯と口腔の疾患を予防するのみではなく全身の健康の維持向上につながるため、積極的な受診勧奨を図る必要があります。
- ◎薬の服用や加齢により唾液量が減少すると、噛むこと、飲み込むことが難しくなり、口腔の清潔が保てないなど、心身へ悪影響があります。口腔体操、舌体操の普及を推進し、口腔機能の維持、向上に向けた取り組みを強化する必要があります。
- ◎市と市民との懸け橋である地区保健推進員の活動に口腔体操を取り入れ、友好的な健康教育の機会を増やします。
- ◎誤嚥性肺炎の予防を推進するために、保健、医療、福祉その他の関係者間の連携を強化する必要があります。
- ◎高齢者が生きがいを持って、快活に生活できるよう、歯と口腔の健康づくりに関する情報の提供を継続して行う必要があります。

（６）障がい者（児）、要介護者等の現状と課題

〔現状〕

◎かかりつけ歯科医のいる人は要介護高齢者で６６．４％、障がい者６２．８％です。

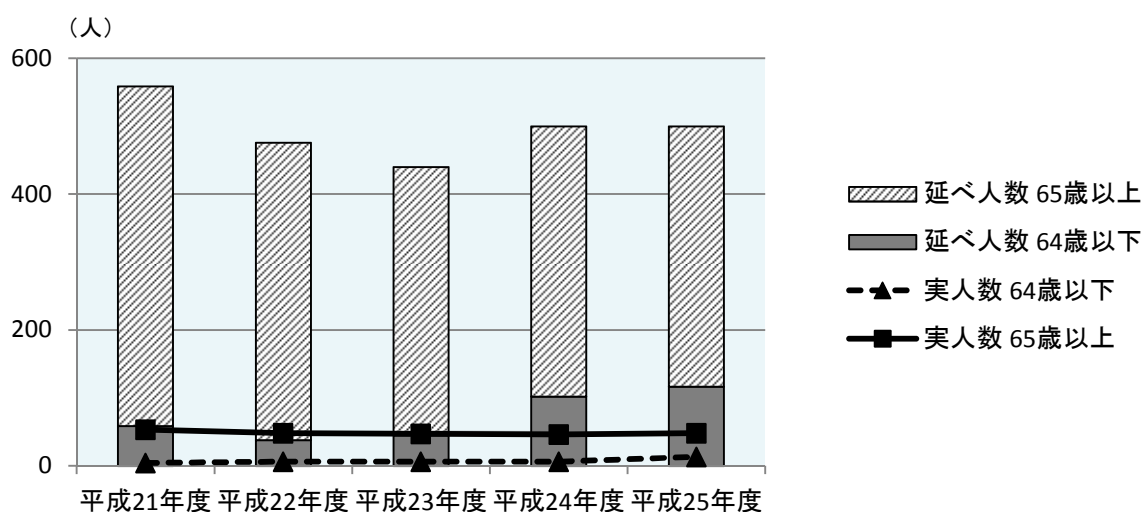
■かかりつけ歯科医の有無



（平成２６年２月成田市総合保健福祉計画策定のための市民アンケート調査）

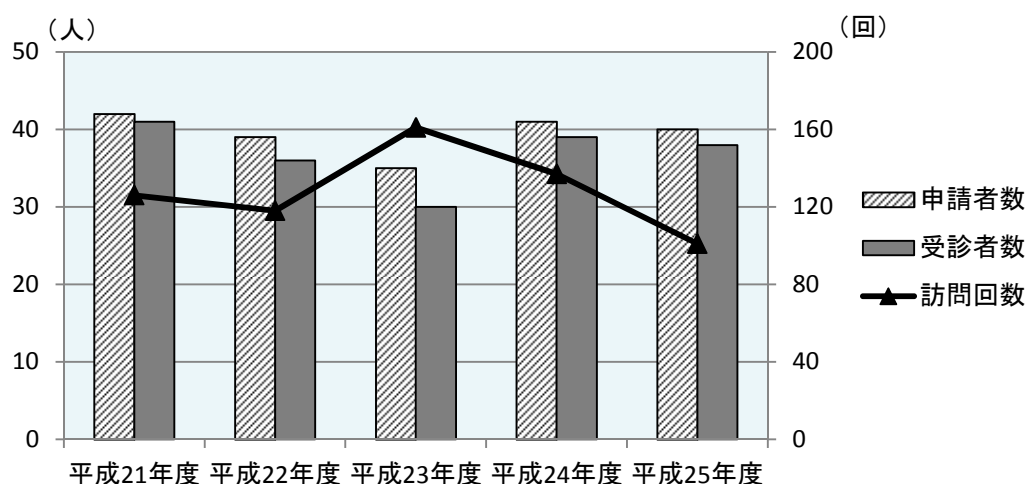
◎訪問歯科事業の利用は、少ない状況にあります。要介護者、介護者（家族）、介護支援専門員等の支援者の歯や口腔の健康に関する意識、介護の優先順位に差があるため、現状が表出していないと考えられます。

■在宅訪問歯科指導



（訪問歯科事業）

■在宅訪問歯科診療



(訪問歯科事業)

◎障がい者（児）、要介護者等は、自分で口腔内の衛生状態を良好に保つことが難しい状況にあります。

◎障がい者（児）、要介護者等が入所する施設の歯と口腔の健康づくりについての取り組みの状況が把握されていません。

【課題】

◎訪問による歯科保健サービスを提供する歯科医療機関等の情報が不足しています。病院や施設、歯科医療機関等と連携を図り、在宅で寝たきりのため、歯科診療等を受けることが困難な障がい者（児）・要介護者等の家族へその状況に応じた情報の提供を行う等、歯科医療体制を整備する必要があります。

◎介護者、支援者に対して、歯と口腔の疾患について周知するとともに、口腔の機能向上を含めた歯と口腔の健康づくりに関する情報を提供する必要があります。

◎障がい者（児）、要介護者等は歯科治療が困難な場合があるため、歯と口腔の疾患が発症しやすく、さらに重症化しやすい状況にあります。また、個々により状態が異なるため、それぞれの状態に応じた口腔ケアや相談体制、治療体制が必要です。

◎誤嚥性肺炎の予防を推進するために、保健、医療、福祉その他の関係者間の連携を強化する必要があります。

（７）歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境の現状と課題

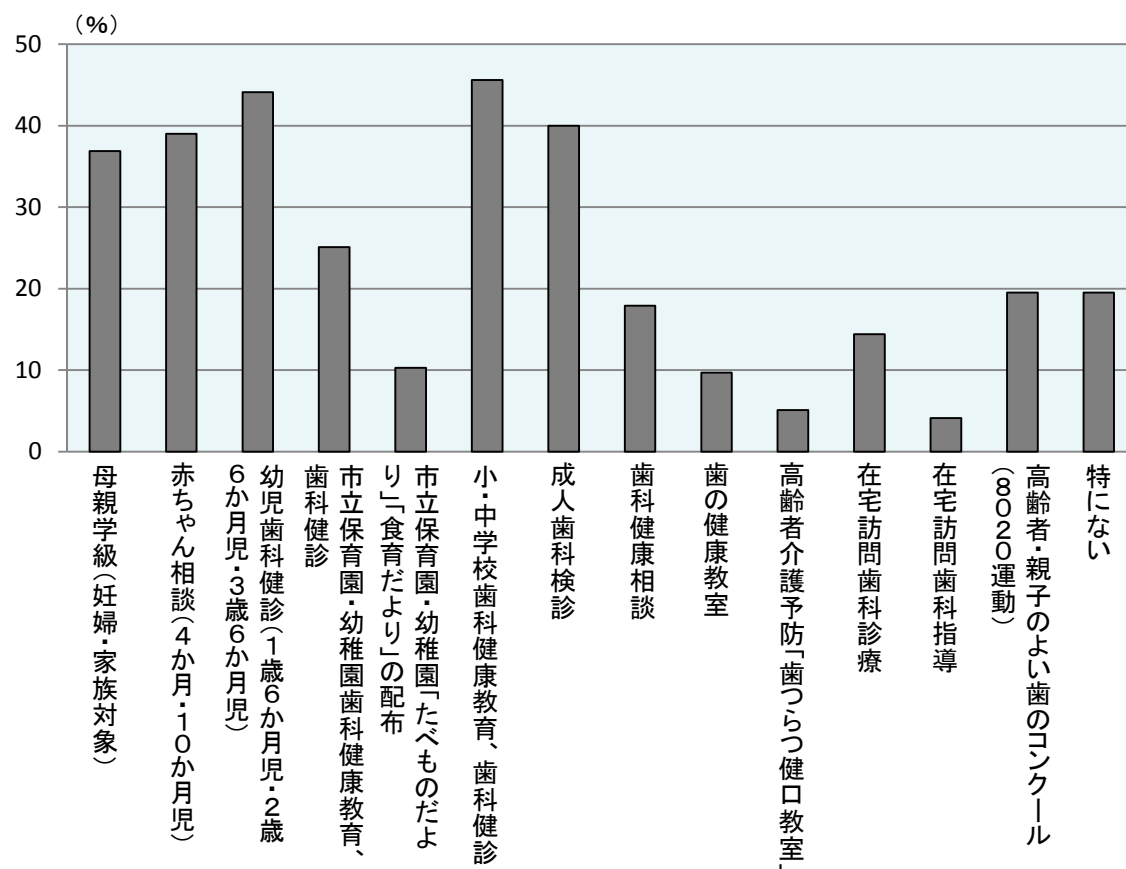
〔現状〕

◎８０２０運動について知っている者は１９．５％と少ない状況です。

◎個人が持つ、歯と口腔の健康づくりに関する常識、認識や将来的な問題への準備姿勢は個人の生活様式と密接に関連しています。市が行っている歯と口腔の健康づくりの取り組みと住民の要望の格差について十分検討されていない状況です。

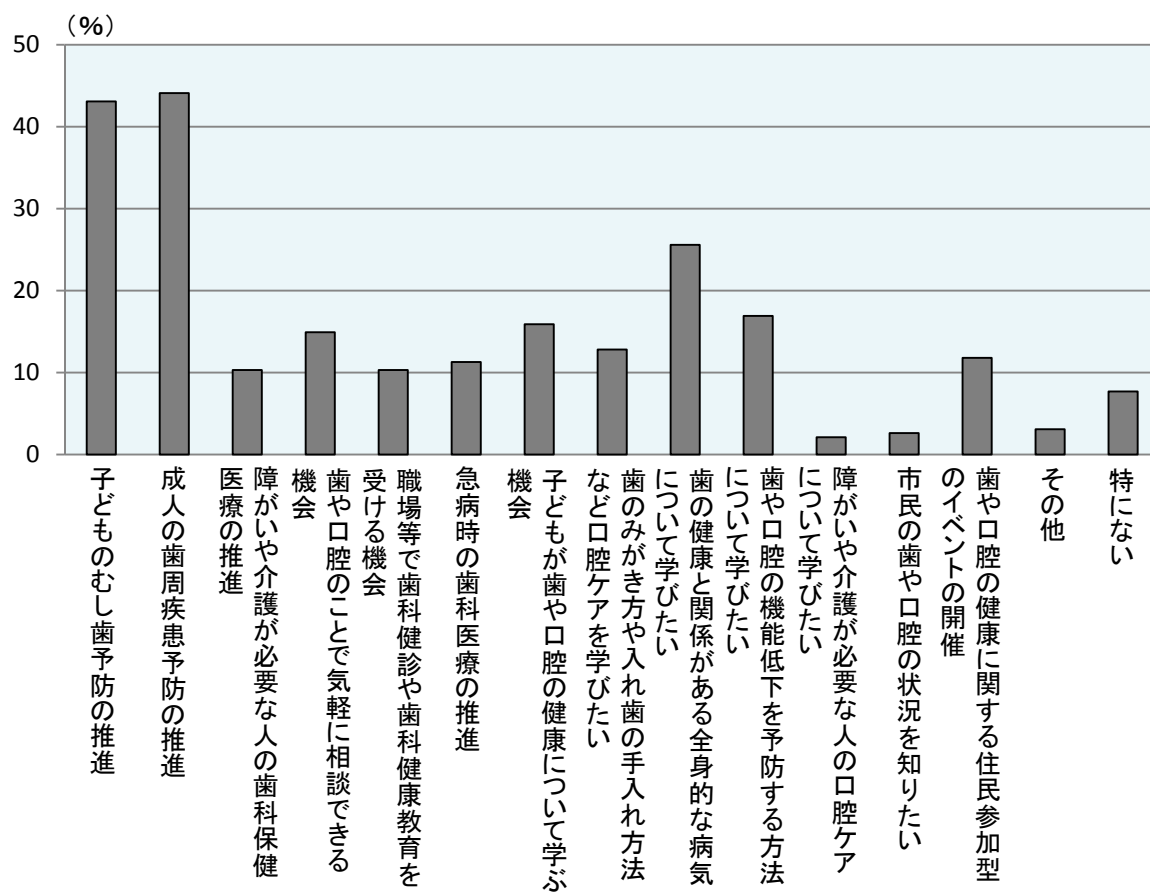
◎歯と口腔の健康づくりを推進するためのつながりは個人の範囲内に留まり、全体的な連携網は構築されていません。

■市の取り組みと認知度



（平成26年6月 成田市インターネット市政モニター アンケート）

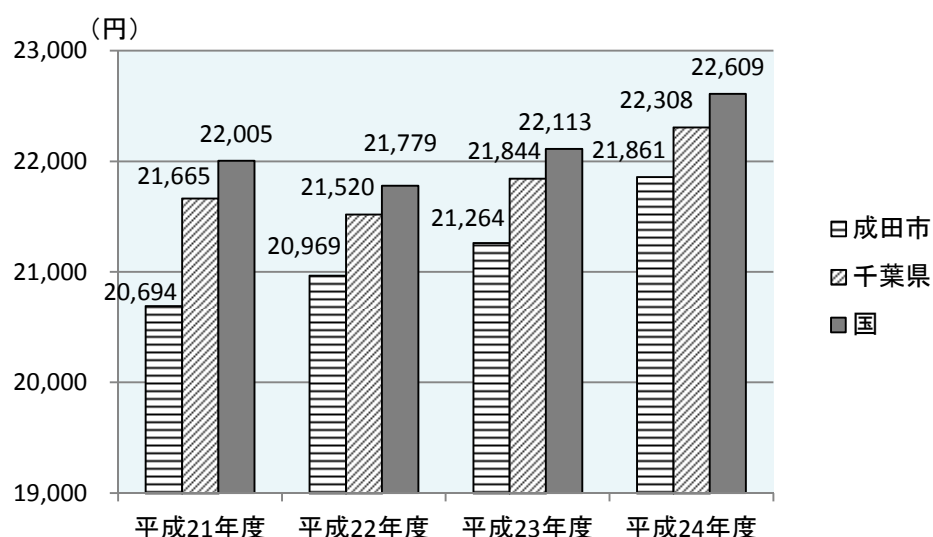
■市で取り組んでほしいこと



(平成26年6月 成田市インターネット市政モニター アンケート)

◎一人当たりの国民健康保険歯科費用額は、平成24年度21,861円で、国、県と比較すると低い状況にあります。

■国民健康保険歯科費用額の状況



(国民健康保険の実態 国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合)

【課題】

◎歯と口腔の健康づくりに関心を持ち、8020の達成を意識する機会として、“8020コンクール”等の催事や、健康教室など、「8020運動」について周知する機会を設ける必要があります。

◎個人の人生設計や生活様式に大きく影響する生活習慣病や感染症と歯と口腔の疾患の関係が証明されつつあります。歯と口腔の健康は、生涯の健康と充実した生活を送るうえで不可欠であることを周知する必要があります。

◎歯と口腔の健康づくりを推進するためには、既存のボランティアや支援団体との連携や育成に取り組む必要があります。また、大規模災害発生時に円滑な対応を可能とするための連携網の構築に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 施策展開の基本的方向

（1）基本理念

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯で食べることを可能にするだけでなく、生活習慣病の予防に資するなど全身の健康を保持増進し、生活の質の基礎を築くための重要な要素となっています。市民が生涯にわたり健康で充実した生活を送り、健康寿命を延伸することを目指して次のとおり基本理念を定めます。

くち はじ けんこう みらい きず しゅっぱつてん
口腔から始める健康づくり、未来を築く出発点

（2）基本目標

基本理念の「口腔から始める健康づくり、未来を築く出発点」を実現するため、3つの基本目標を設定し計画を推進します。

〔Ⅰ〕“市民自らが取り組む歯と口腔の健康づくりの促進”

市民が、生涯にわたって自ら歯と口腔の健康づくりに取り組み、歯と口腔の疾患の予防、早期発見、早期治療を受けることを促進します。

〔Ⅱ〕“生涯にわたる歯科保健サービスの推進”

市民が、乳幼児期から高齢期まで、それぞれの時期の特性に応じた歯と口腔の保健、医療、福祉等のサービスを受けることができるよう、環境の整備を推進します。

〔Ⅲ〕“保健医療福祉関係者及び教育関係者等、団体等との連携、協働により築く歯と口腔の健康づくり”

保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関係団体との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進します。

(3) 基本施策

1. “生涯にわたる歯と口腔の疾患の予防”

市民が歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯と口腔の疾患の予防に向けた取り組みを行うことを促進するため、歯と口腔の健康づくりに関する知識の習得及び歯と口腔の疾患の予防に向けた取り組みに関する普及啓発を推進します。

2. “口腔機能の維持向上”

「口腔機能」とは

- A. 食べる（噛む、すりつぶす、味わう、飲み込む）
- B. 話す（発音、会話、コミュニケーション、歌う）
- C. 感情表現（笑う、怒る）
- D. 呼吸する

等の重要な働きをいいます。

健康で心身とも豊かに過ごすため、口腔機能の維持向上を支援します。

3. “生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりの推進”

乳幼児期から高齢期に至るまで、全てのライフステージにおいて、保健、医療、福祉、教育等の様々な分野の関係者が実施する保健事業を通じて、市民の歯と口腔の健康づくりを推進します。

4. “障がい者（児）、要介護者等の歯と口腔の健康づくりの推進”

障がい者（児）、要介護者等は、いわゆる健常者と比較して、むし歯や歯周疾患が治療されていないなど、歯や口腔の健康状態が良好でないケースが見られるため、そうした障がい者（児）、要介護者等の歯と口腔の健康づくりについては、特に重点的に推進します。

なお、その他の者であって、定期的に歯科健診や歯科医療を受けることが困難な者も対象とします。

5. “保護者による適切な歯と口腔の健康づくりの支援”

乳幼児期、学齢期は、歯と口腔の健康づくりに関する最も重要な時期です。本来、本人が自立的に取り組むことが困難な乳幼児期、学齢期の歯と口腔の健康づくりに関しては、その保護者が留意すべきものですが、十分な育児を受けていない場合むし歯等が多い傾向にあるとされ、その対応に特に配慮が必要であることから、保護者による適切な歯と口腔の健康づくりを支援します。

6. “大規模災害発生時の歯と口腔の健康維持に向けた体制整備”

大規模災害の発生時には、歯や口腔への直接的外傷に加え、多くの被災者が避難所などで集団生活を強いられ、また長期化することで、偏った食生活やストレスなどが原因となり、むし歯や歯周疾患、口内炎、智歯周囲炎、口臭など特有の歯科的問題が起こることが考えられます。さらに成田国際空港を有する本市は、航空機災害に対応するための万全の体制が求められているため、県、市、歯科医師等、保健医療福祉関係者、教育関係者等と連携して、災害時の地域歯科保健医療の整備について検討します。

7. “歯と口腔の健康づくりに係る関係団体等との連携体制の構築”

歯と口腔の健康づくりを円滑に推進していくために、歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集と提供を行い、関係団体等との連携体制の構築を推進します。

8. “歯と口腔の健康づくりに資する調査研究”

市、県や国等が実施する調査等により、歯と口腔の健康づくりの現状を把握及び分析することで、継続的な歯と口腔の健康づくり対策について研究します。

2. 指標と数値目標

〔妊娠期〕

指標	現状	市 目標値	県 目標値	国 目標値	出典
むし歯有病者率	38.7%	減少			H25 母親学級歯科健診
歯周疾患罹患率	58.6%				
妊婦の平均むし歯経験歯数	9.7 本	8.0 本			
妊婦の喫煙者の割合	2.2%	0%		0% 健康日本 21	H25 母子健康手帳発行時アンケート
妊産婦の歯科健診の受診率	11.1%	増加			H25 母親学級歯科健診

〔乳幼児期〕

指標		現状	市 目標値	県 目標値	国 目標値	出典
幼児のむし歯のない者の割合	1歳6か月児	97.6%	99%			H25 幼児歯科健診
	2歳6か月児	93.0%	96%			
	3歳6か月児	75.1%	80%以上	80%以上	90%	
	年長児	48.3%	60%以上			保育園歯科健診
幼児の平均むし歯経験歯数	1歳6か月児	0.06 本	0.01 本			H25 幼児歯科健診
	2歳6か月児	0.19 本	0.1 本			
	3歳6か月児	0.83 本	0.78 本			
	年長児	2.31 本	減少			H25 保育園歯科健診
保護者が仕上げみがきをする習慣のある幼児の割合	1歳6か月児	79.6%	100%	100%		H25 幼児歯科健診
	2歳6か月児	91.9%	100%			
	3歳6か月児	92.5%	100%			
	年長児	69.4%	80%			H25 保育園歯科健診
おやつを1日3回以上食べる習慣がある幼児の割合	1歳6か月児	2.9%	維持	5%以下		H25 幼児歯科健診
	2歳6か月児	4.1%				
	3歳6か月児	2.8%				
歯にくっつきやすい食べ物、甘い食べ物を食べる幼児の割合	1歳6か月	81.1%	減少		減少	
	2歳6か月児	85.0%				
	3歳6か月児	81.3%				
園児の治療勧告書回収率		70.5%	76%			H25 保育園歯科健診
家庭におけるフッ化物によるむし歯予防の増加		—	増加			新規
かかりつけ歯科医を持っている者の割合		38.5%	増加			子育て支援ニーズ調査
よく噛んで食べている幼児の割合		83.1%	増加	:		H25 幼児歯科健診
歯科健康教育や保健指導を行っている保育園・幼稚園数	保育園 20 園		維持	現状		H25 保育園・幼稚園 歯科健康教育
	幼稚園 1 園		維持			

〔学齢期〕

指標		現状	市 目標値	県 目標値	国 目標値	出典
むし歯のない者の割合	小学 1 年生	55.0%	65%			H25 成田市の学校保健
	中学 1 年生	65.4%	維持		65%	
歯肉に炎症を有する者の割合	小学生	5.5%	減少			
	中学生	8.2%	減少			
永久歯の平均むし歯経験歯数	小学 6 年生	0.7 本	維持			
	中学 1 年生	0.8 本	維持	1.4 本	1.0 本以下	
かかりつけ歯科医を持っている者の割合	小学生	85.8%	増加		増加	成田市総合保健福祉計画策定のための市民アンケート調査
	中学生	—				—
小・中学生の治療勧告書回収率	小学生	56.4%	増加			H25 定期健康診断事後措置結果
	中学生	31.7%	増加			
よく噛んで食べている者の割合	小学 5 年生	34.4%	増加		増加	成田市食育に関するアンケート調査
	中学 2 年生	20.8%				
歯科健康教育や保健指導を行っている小・中学校数	小学校	29 校	維持			H25 小中学校歯科健康教育
	中学校	2 校	増加			
青少年関係団体等歯科健康教育		—	増加			新規

〔成人期〕

指標		現状	市 目標値	県 目標値	国 目標値	出典
成人歯科検診受診率		0.56%	増加			H25 成人歯科検診
歯周疾患罹患率	40歳代	94.8%	減少			
	50歳代	96.9%				
重症の歯周疾患に罹患している者の割合	40歳代	27.4%	20%以下	20%以下	25%	
	50歳代	42.4%	30%以下	30%以下	3割以上の減少	
歯や口腔の状態に満足している者の割合 (40歳代～50歳代)		32.3%	増加			
喫煙が及ぼす歯周疾患への影響について知っている者の割合		26.9%	40%			
歯間部清掃用具を使っている者の割合		33.1%	50%	60%以上	50%以上	成田市総合保健福祉 計画策定のための市 民アンケート調査
かかりつけ歯科医を持っている者の割合		61.9%	増加			
定期歯科健診を受けている者の割合		32.1%	53%	60%以上	65%以上	

〔高齢期〕

指標		現状	市 目標値	県 目標値	国 目標値	出典
歯や口腔の状態に満足している者の割合 (60歳以上)		36.9%	増加			H25 成人歯科検診
歯間部清掃用具を使っている者の割合		60.8%	増加			成田市総合保健福祉 計画策定のための市 民アンケート調査
かかりつけ歯科医を持っている者の割合		81.7%	増加			
定期歯科健診を受けている者の割合		—	増加		30%以上	新規
介護予防教室(口腔機能向上プログラム)の受講者		48人	増加			高齢者福祉課

〔障がい者（児）、要介護者等〕

指標		現状	市 目標値	県 目標値	国 目標値	出典
かかりつけ歯科医を持っている者の割合	障がい者	62.8%	増加		増加	成田市総合保健福祉計画策定のための市民アンケート調査
	要介護者	66.4%				
訪問歯科事業の利用者の増加		38 人	増加		増加	訪問歯科事業

〔歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境〕

指標	現状	市 目標値	県 目標値	国 目標値	出典
8020 運動について知っている者の割合	19.5%	増加			成田市インターネット市政モニターアンケート
歯と口腔の健康と全身の健康の関係について知っている者の割合	64.6%	87%			
歯と口腔の健康づくりを推進するボランティア等の数	—	—			新規

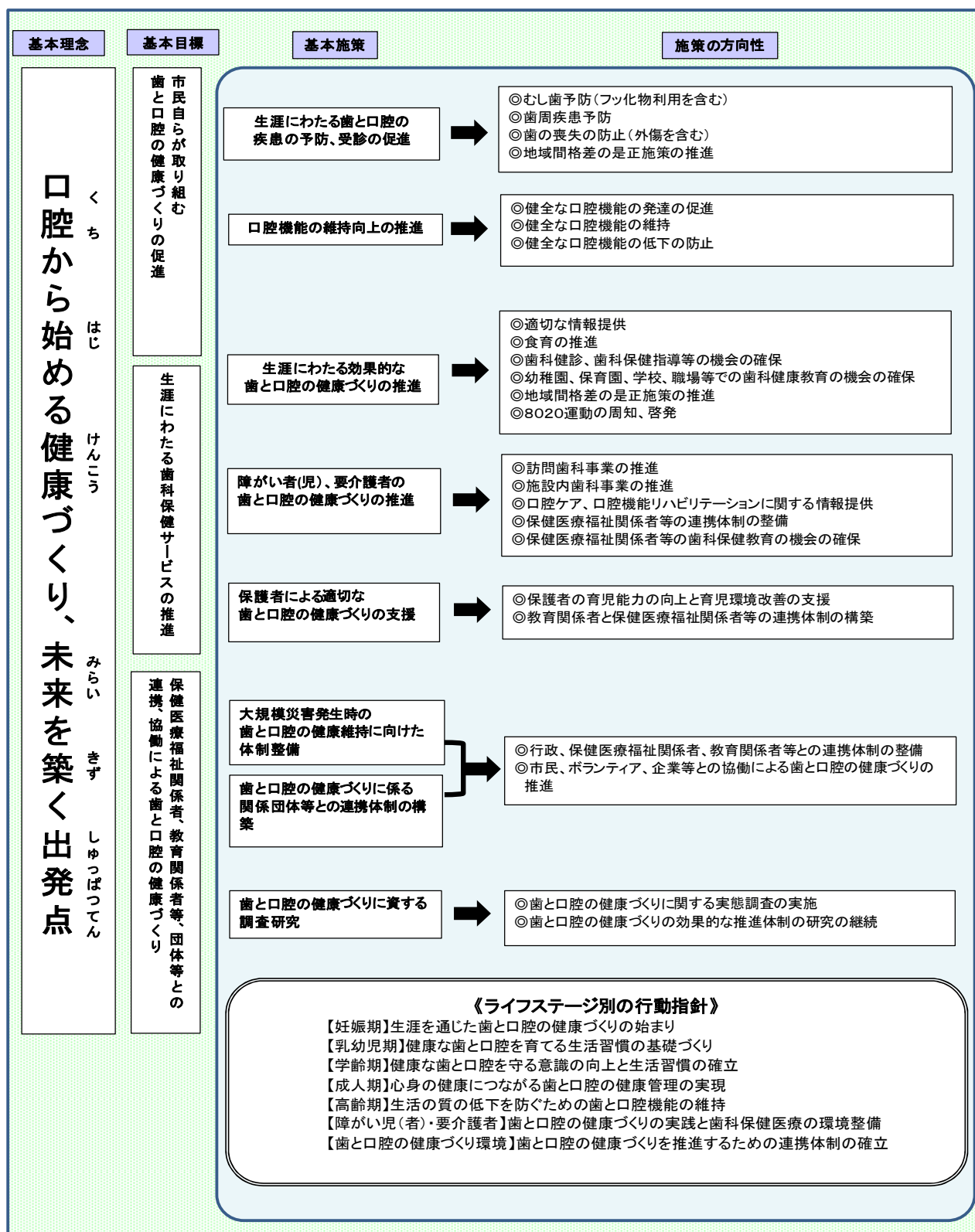
〔参考〕

国目標：健康日本 2 1

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標等について

千葉県目標：千葉県歯・口腔保健計画

3. 施策の体系



第4章 施策の方向性と主な事業

1. 施策別の主な事業

(1) 母親学級 ⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・5

〈対象〉妊婦・家族

健全な母性と健やかな乳幼児の育成を図るための知識を身につけることを目的として、歯と口腔の健康について講義を行っています。

(2) 妊婦歯科健診⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

〈対象〉母親学級参加者

体調や生活の変化を受けやすい妊婦自身の歯と口腔について自覚し、健康を維持することを目的として、歯科健診、ブラッシング実習等を行い、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

(3) 赤ちゃん相談⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉4か月児、10か月児

乳児期の育児全般についての相談やブラッシング実習等を行っています。乳幼児の歯と口腔の健康は、離乳に係る生活習慣が深く影響するため、発達段階を踏まえた歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

(4) 幼児歯科健診⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児、5歳該当児

幼児期はむし歯の急増期にあたります。定期的な歯科健診、ブラッシング実習、相談等の幼児期の歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

(5) 幼児歯科健診事後指導⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・5

〈対象〉2歳児

1歳6か月児歯科健診後、希望者にはブラッシングの個別指導や成長発達に関する相談などを行っています。

(6) 乳幼児訪問歯科指導⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉乳幼児、保護者

家庭、地域等に訪問し、保健、福祉、医療との連携を強化し、意識啓発、環境の改善を図ることを目的として実施しています。

(7) 家庭教育学級開催事業⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・5

〈対象〉保育園、幼稚園、小・中学生の保護者

家庭における教育力の向上を図ることを目的として、家庭教育のあり方を学ぶ事業です。学習重点テーマの一つに「歯と口腔の健康づくり」を取り上げ“親子歯みがき教室”等を行っています。

(8) 保育園・幼稚園歯科健康教育⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉保育園児、幼稚園児

乳歯のむし歯予防、永久歯への交換など成長発達や変化の著しい幼児期に、歯と口腔の健康の重要性を楽しく学び、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組めるように働きかけを行っています。

(9) 保育園歯科健診⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉保育園児、幼稚園児

歯科健診を行うことにより、歯と口腔の健康に関する保護者の理解、協力を深め、家庭での歯と口腔の健康づくりの実践を促すことを目的として、実施しています。

(10) 「保育所における食育に関する指針」に沿った取り組み

⇒基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉保育園児、幼稚園児

保育園、幼稚園における食育は、園児の発育・発達に欠くことのできない重要なものであるため、食生活、食習慣の基礎を培うことを目的に、保育園、幼稚園生活の様々な場面で、園児の発育過程に応じ、「食を営む力」を育む活動を行っています。

(11) 就学時歯科健康診断⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4

〈対象〉次年度、就学予定児

歯と口腔の疾患だけではなく、様々な疾患の予防という観点に注目し、「健康志向(健康増進)型のスクリーニング」を行います。

(12) 定期歯科健康診断⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4

〈対象〉小・中学生

小・中学生の成長の状況を把握し、潜在する疾病の早期発見、早期治療、さらに、生涯の健康のための教育効果を高めることを目的として、歯や口腔の健康状態を診断します。

(13) 管理歯科健康診断⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4

〈対象〉定期歯科健康診断の結果、C O (要観察歯)、G O (歯周疾患要観察者) 等の小・中学生

定期歯科健康診断の結果をもとに、経過観察が必要な小・中学生に歯科健康診断を実施しています。

(14) 体育・保健教育の推進⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4

〈対象〉小・中学生

体育等の授業で保健学習を実施したり、歯科衛生士等による保健指導を実施しています。

(15) 小中学校歯科健康教育⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉小・中学生

文部科学省学校歯科保健参考資料に基づく歯と口腔の健康づくりを通して、健康課題を自覚し解決に向けた学習を行うことで、生涯にわたる健康維持の知識や生活習慣を獲得できるように、働きかけを行っています。

(16) 歯と口の健康週間健歯コンクール⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3

〈対象〉小学6年生・中学3年生

「歯と口の健康週間」に合わせて、歯の健康がすぐれている小・中学生を表彰することにより、生涯にわたる歯と口腔の健康の保持増進に寄与することを目的として、印旛郡市歯科医師会、印旛健康福祉センター、千葉県教育庁、北総教育事務所によって執り行われています。

(17) “いきいきちばっ子”等の食に関する指導

⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉小・中学生

“いきいきちばっ子”(千葉県教育委員会が、子ども達一人一人が楽しく「食」について学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食習慣を身につけられることを願って作成した、食に関する学習ノート)等の教材を使用し、小・中学校の給食時間や授業中に、食に関する指導を行っています。

(18) 成人歯科検診⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4

〈対象〉40歳以上市民

歯と口腔の疾患が増加する40歳以降に歯科検診を行い、生活習慣の見直しや健全な咀嚼嚥下機能の維持を支援しています。

さらに歯科疾患と関連する生活習慣病等の知識や情報提供を行い、“8020”(80歳で20本の歯を保ち、健康で豊かな生涯を送ること)の達成を意識する機会として事業の普及に努めています。

(19) ピカピカ教室(歯科健康教室)

(20) こども発達支援センターフッ化物むし歯予防事業

(21) こども発達支援センター摂食嚥下指導

(22) パクパク教室(栄養教室)

⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策4・5

〈対象〉こども発達支援センター利用者

こども発達支援センターを利用する子どもに対して歯科健診やフッ化物塗布、栄養に関する講話や調理実習、摂食嚥下等の個別の相談を行い、歯と

口腔の健康づくりのための支援をしています。

(23) 訪問歯科事業（在宅訪問歯科指導、在宅訪問歯科診療）

⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3

〈対象〉在宅で寝たきりの状態にあるため、通院による歯科受診が困難な人、または在宅で寝たきりの状態で療養している人
訪問による歯科診療、歯科保健指導を行い、より快適な生活を送れるよう支援しています。

(24) 口腔機能向上歯つらつ健口教室⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策4

〈対象〉口腔機能向上支援事業対象者

咀嚼・嚥下機能を高め、消化吸收を助け、おいしく食べ、楽しく話し、笑うなどの基になる口腔機能を維持・向上させる教室を実施しています。

(25) 配食サービス⇒基本目標〔Ⅱ〕基本施策2

〈対象〉在宅高齢者・心身障がい者

自宅に、栄養のバランスのとれた食事を届け、健康増進、安否確認を行っています。

(26) 歯科健康相談

(27) 電話歯科健康相談

⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4・5

〈対象〉市民

歯と口腔の疾患等に関する相談を行い、自分自身や家族の健康づくりを支援しています。

(28) 地区保健推進員地区伝達⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策1・2

基本目標〔Ⅱ〕基本施策3・4

〈対象〉市民

地区保健推進員が地域の健康づくりの担い手として、様々な健康教育の機会ですんだ健康づくりに関する知識や情報を、身近な地域の市民に講義や実習等により伝達しています。

(29) 知っ得出前講座等歯科健康教育⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策１・２

基本目標〔Ⅱ〕基本施策３・４・５

〈対象〉市民

受講者の要望に合わせて、歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及、情報の提供を行い、効果的な歯と口腔の健康づくりを支援しています。

(30) 健康福祉まつり⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策１・２

基本目標〔Ⅱ〕基本施策３

〈対象〉市民

市民の健康づくりと充実した福祉を目指し、毎年１回、多くの講演や催事を開催し、総合的な普及啓発活動を通して「健康で明るいまちづくり」を推進しています。

(31) 歯科医院情報の提供⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策１・２

基本目標〔Ⅱ〕基本施策３・４・５

〈対象〉市民

広報紙、市ホームページや「わが家の健康づくりカレンダー」等により、市民が歯科受診を行う際の市内歯科医療機関情報を提供しています。

(32) 歯科医療救急体制の整備⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策１・２

基本目標〔Ⅱ〕基本施策３・４・５

基本目標〔Ⅲ〕基本施策６

〈対象〉市民

祝休日の歯科急患に対処するため、急病歯科診療所を運営しています。

(33) 医科歯科連携体制の整備⇒基本目標〔Ⅰ〕基本施策１・２

基本目標〔Ⅲ〕基本施策７

〈対象〉市民

市、印旛郡市歯科医師会、印旛市郡医師会等と連携し、市が実施する歯科保健事業を展開しています。

(34) ８０２０運動の推進⇒基本目標〔Ⅱ〕基本施策３

〈対象〉市民

“８０２０”の実現に向けて啓発活動を充実させ、各ライフステージにおける歯科保健事業の推進に努めています。

(35) 歯と口腔の健康づくりに関する研修、専門知識・技術の向上

⇒基本目標〔Ⅲ〕基本施策6・8

〈対象〉歯科保健医療従事者

歯科保健医療の専門職として、市の歯科保健事業に正確かつ円滑に取り組めるよう継続的に研修に参加し、資質の向上に努めています。

(36) 成田市健康づくり推進協議会⇒基本目標〔Ⅲ〕基本施策7

市の健康づくりに関する組織及び運営に関する事項を定める等、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進しています。

2. 今後の具体的な取り組み

(1) 妊婦検診時歯科保健指導の推進

母子健康手帳発行時、また産院、産婦人科医院に依頼し院内で行われる保健指導時に、“歯と口腔の健康づくり”に関する資料、リーフレット等を配布し歯と口腔の健康づくりの意識啓発に取り組みます。

さらに、自分自身の口腔内状態を知り健康維持を促すため、母親学級の参加、歯科健診の受診を勧める機会とします。

(2) 赤ちゃん相談（摂食嚥下相談）

乳児の歯と口腔の健康は、離乳に係る生活習慣が深く影響するため、“離乳食から幼児食への円滑な移行”、“良好な口腔機能の成長・むし歯予防”へ関心を持ち、好ましい生活習慣が確立できるよう、歯科健康教育による知識や情報の伝達、乳児それぞれの口腔内状態に合わせた摂食嚥下相談に努めます。

(3) 乳幼児訪問歯科指導

家庭、地域等に訪問し、乳幼児の健全な成長発達を妨げる歯と口腔の疾患や不適切な生活状況が認められる保護者等に対して歯科保健指導を行います。さらに保健、福祉、医療との連携を強化し、環境改善、意識啓発に努めます。

(4) 家庭向け配布文書等による歯科健康教育

(5) 保護者参加行事における歯科健康教育

歯と口腔の健康づくりの基本となる生活習慣を身につけるために、幼稚園、保育園、小・中学校と連携して保護者、家族へ歯と口腔の健康づくりを働きかけます。

(6) フッ化物むし歯予防事業

乳幼児期、学齢期において、平等にむし歯を予防できる方法である集団フッ化物洗口は、その実施に際して、乳幼児、小・中学生、保護者、職員等への情報提供、十分な事業内容の説明が必要となるため、事業の導入について検討します。

また、家庭で行えるフッ化物配合歯みがき剤の使用について情報提供し、乳幼児期、学齢期を通じ、家族ぐるみでむし歯予防を継続するよう働きかけます。

(7) 小・中学校歯科健康教育

市内全小・中学校での定期的な歯科健康教育の実施に向けて検討します。
また、小・中学生と青少年関係団体等職員を対象に歯科健康教育を実施し、
歯と口腔の健康づくりを通して健全な心身の育成に取り組めます。

(8) 成人歯科検診

成人歯科検診受診率を向上させるために、受診対象者年齢、実施期間等を見直し、
受診者の利便性の向上、定期的な歯科健診の機会の確保について検討します。

加えて、休祝日に受診できる歯科診療所等の情報提供、特定健診等との同時実施や市施設（急病歯科診療所）を利用した事業展開について、印旛郡市歯科医師会等の関係機関と協議を進め、受診しやすい環境の整備を図ります。
成人歯科検診受診後、その結果から要指導とされた者に対し、歯科健康教育、
歯科保健指導の機会を設け、情報提供、受診勧奨に努めます。

(9) 口腔がん検診

40歳以上を好発年齢とする口腔がんについて、歯科事業や市の行事を通じて情報提供し、
定期歯科健診の必要性を周知します。
さらに、印旛郡市歯科医師会と連携して、口腔がん検診実施歯科医療機関の情報提供を図ります。

(10) 事業所等における歯と口腔の健康づくりの啓発

労働者世代に当たる成人期は、定期歯科健診の受診率が低く、歯周疾患が重症化しやすいことから歯周疾患の予防、全身の健康の維持を目的として、事業所における歯科健診の提供が望まれています。
歯と口腔の健康づくりを推進するために、事業所等と連携し成人歯科検診の情報提供や積極的な歯科受診を啓発する取り組みについて検討します。

(11) 8020達成者状況調査

80歳以上の市民の歯と口腔の健康に関する状況調査の実施を検討します。
調査結果により、成人歯科検診、訪問歯科事業等の利用を勧め、歯と口腔の健康保持、環境改善等、歯と口腔の健康づくりについて意識啓発を図ります。

(12) 訪問歯科事業（在宅訪問歯科指導・在宅訪問歯科診療）

歯科医師、歯科衛生士等が訪問による歯科診療、歯科保健指導を行い、介護者、家族とともに歯と口腔の健康維持に取り組み、食べるという機能ばかり

でなく、生きる力やＱＯＬの向上を目指して支援します。

(1 3) 介護職員等歯科健康教育

介護施設等の関係機関と連携し、障がい者（児）、要介護者等の歯と口腔の健康づくりに関する情報提供、歯科健康教育等の実施に努めます。

(1 4) 地区保健推進員による地区伝達

各々の地区の特性に合わせて「歯と口腔の健康づくり」を題材とした地区伝達を積極的に実施できるよう協力します。

(1 5) 歯科医療救急体制の整備

祝休日の歯科急患に対処するため、急病歯科診療所の運営を継続します。

また、急病歯科診療所は、大規模災害時における地域歯科医療の拠点となり、市民の歯と口腔の健康、心身の健康を守る重要な施設としての役割を担うことを認識し、整備に努めます。

(1 6) 医科歯科連携体制の整備が実施する歯科保健事業について、印旛郡市歯科医師会、印旛市郡医師会等と連携体制を整備し、有効かつ円滑な事業展開を目指します。

(1 7) 歯科医院情報の提供

市内歯科医療機関に、診療科目や診療所内外の構造、設備等の情報提供を依頼する等、市民が歯科受診を行う際の参考となる情報収集に努めます。

(1 8) 歯と口腔の健康づくりに関する研修、専門知識・技術の向上

市民生活の変化に応じ、質の高い歯科保健サービスを提供するために必要となる専門的な人材育成、確保に努めます。

(1 9) 歯と口腔の健康づくり市民調査の実施

“歯と口腔の健康づくり計画（第２期）”策定資料とするための市民調査について実施方法を検討します。

(2 0) 大規模災害時の歯科保健医療についてのガイドラインの作成

大規模災害等に対する歯科保健医療体制を整備するために、歯科保健医療従事者は平時から災害時に果たすべき役割を明確にすることが重要です。

また、十分な歯科保健医療体制を提供するには、歯科医師等をはじめとする

保健医療福祉関係者、教育関係者、地域のボランティア団体等と連携して取り組むことが必要です。

「命を守るケア」として重要な、歯科保健医療支援活動を円滑に行うためにガイドラインの作成を検討します。

(21) 歯と口腔の健康づくり推進のための協議機関の設置に向けた検討

成田市健康づくり推進協議会は、市の健康づくりに関する組織及び運営に関する事項を定める等、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進しています。

そこで、本計画の進捗管理を行うとともに、市民、関係者、行政の連携を推進することを目的として、歯と口腔の健康づくり推進のための協議、事務を成田市健康づくり推進協議会に付設します。

また、庁内の意思統一、情報共有を図るために関係部署間で具体的な事項の検討を行います。

(22) 市民が取り入れやすい啓発活動の実施

歯と口の健康週間（6/4～6/10）、よい歯の日（11/8）、食育月間（6月）に、歯と口腔の健康づくりに関する情報や広告等を発信し、意識啓発を図ります。

また、市民の歯と口腔の健康づくりを目的に、市民が取り入れやすく親近感を持ちやすい啓発媒体の作成や、食育と関連づけた催事を検討する等、歯と口腔の健康づくりの積極的な働きかけに努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

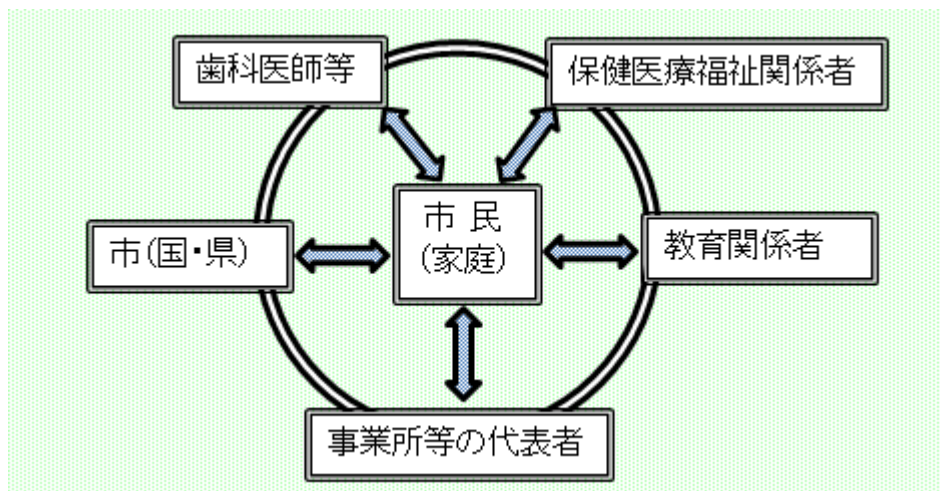
本計画は、基本理念や基本目標の実現に向けて、市民や地域、保健医療福祉関係者等の関連団体と市が一体となって、歯と口腔の健康づくりを推進する指針となるものです。

市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために、市民のみならず様々な分野の関係団体や市の役割を明らかにし、連携、協働のもと歯と口腔の健康づくりを推進していきます。

◎成田市歯と口腔の健康づくり推進のための協議機関（成田市健康づくり推進協議会）

協議会は、以下の内容により本計画の進捗管理を行うとともに市民、関係者、市の連携を推進します。

- ・ 本計画の進捗状況の確認
- ・ 各々の取り組みに関する情報交換
- ・ 本計画の評価、見直しに関すること



◎庁内検討

市の関係部署において、下記の事務を行い、意思統一を図ります。

- ・ 本計画の策定及び進捗状況に関すること
- ・ 関係部署間における情報共有、交換

2. 市民・地域社会・行政の役割

歯と口腔の健康づくりを推進するために、主体ごとの主な取り組み内容を示します。

(1) 妊娠期 “生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの始まり”

体調や生活習慣の変化から歯や口腔の健康に変化が起こりやすい時期です。妊婦自身の歯と口腔の健康、心身の健康だけでなく次世代の家族の健康を守る意識を育む重要な時期です。

市民	・ 歯科健診を受け、むし歯や歯周疾患の予防、早期発見、早期治療に努める。 ・ 歯周疾患と喫煙、流産や生活習慣病などの全身疾患の関係を理解する。 ・ 家族の健康の担い手として、生まれてくる子どもや家族の歯と口腔の健康に関心を持つ。
地域社会	・ 受動喫煙の防止に努める。(地域・企業) ・ 医療機関で受ける妊婦検診等で、歯科健診や口腔ケアの重要性を伝える。(医師会)
市	・ 歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及、情報伝達に取り組む。 ・ 妊婦が歯科健診を受けやすい環境づくりに努める。

(2) 乳幼児期 “健康な歯と口腔を育てる生活習慣の基礎づくり”

むし歯の予防とともに、成長に応じた口腔機能の発達支援が必要な時期です。生涯にわたる健康の基本となる生活習慣を身につけるために、家族ぐるみで歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

市民	・ 健康教室等の歯科保健事業を積極的に利用して、歯と口腔の健康づくりに関する知識や技術を身につける。 ・ フッ化物の安全性や効果について理解を深める。 ・ 歯と口腔の健康づくりについて家族で取り組み、関心を高める。
地域社会	・ 親子が気軽に利用できる歯科医療環境づくりに努める。(歯科医師会) ・ 地域の特性を踏まえた歯と口腔の健康づくりに取り組む。(地域・民間団体)
市	・ 乳幼児期の好ましい食習慣、生活習慣の確立、口腔機能の成長発達のための働きかけを推進する。 ・ フッ化物利用を含めたむし歯予防事業を検討する。 ・ むし歯が多い乳幼児や地域に対して、様々な特性を踏まえた対応に努める。 ・ 関係者及び団体等と連携して情報の共有、事業の支援、研修会等による歯と口腔の健康づくりの啓発に努める。

（３）学齢期 “健康な歯と口腔を守る意識の向上と生活習慣の確立”

歯と口腔の健康づくりを継続するための正しい知識を習得し、健康課題の自覚、解決の能力を身につける時期です。

生涯を通じた健康維持に積極的に取り組むことができる、心身ともに健康な小・中学生を育成します。

市民	・むし歯や歯周疾患の予防を習慣化し、自己管理能力を育む。 ・かかりつけ歯科医で定期健診を受け、歯と口腔の疾患を予防し、必要に応じた治療を受ける。 ・歯周疾患と喫煙の関係、歯周疾患と身体への影響について理解する。
地域社会	・家庭、学校、地域等が連携して、小・中学生の歯と口腔の健康課題に取り組む。 ・学校歯科医は、学校歯科保健の充実に向けて事業協力等の体制を整備するよう努める。（歯科医師会）
市	・学校で取り組む歯と口腔の健康づくりを効果的に支援する。 ・フッ化物利用を含めたむし歯予防事業を検討する。 ・口腔環境に問題がある小・中学生に対して、継続して受診勧奨、歯科保健指導を行うとともに、生活全般への指導、支援に努める。

（４）成人期 “心身の健康につながる歯と口腔の健康管理の実現”

就職、結婚、子どもの誕生など個人の生活形態が変化するとともに労働者世代として社会に貢献する活動的な時期です。

成人期の適切な生活習慣は、高齢期の歯と口腔の健康、全身の健康の維持につながり、輝かしい生涯を送る礎となります。

市民	・定期的に歯科健診を受けて歯と口腔の健康状態を確認する ・歯と口腔の疾患の予防に関する知識と技術を習得し、健康維持に努める。 ・歯周疾患と喫煙、生活習慣病などの全身疾患との関係を理解する。
地域社会	・就業している人が歯科受診しやすい環境づくりに努める。（企業・歯科医師会） ・職域における歯科健診、歯科保健指導等の機会の確保に取り組む。（企業） ・歯と口腔の健康づくりをテーマに地域活動等の展開を推進する。（地域）
市	・成人歯科検診の充実を図り、受診しやすい環境づくりに努める。 ・歯と口腔の健康づくりに関する健康教育や健康相談等の充実を図る。 ・喫煙と健康の関係について情報を提供し、禁煙対策を推進する。

（５）高齢期 “生活の質の低下を防ぐための歯と口腔機能の維持”

歯の喪失が進むとともに、食べて飲み込む機能が低下することから、歯と口腔の疾患の予防に加え口腔機能の低下を防ぎ、健康寿命の延伸を支援する必要があります。

生きがいをもって積極的に社会に参加し、心身ともに豊かな生活が送れるように歯と口腔の健康維持に取り組みます。

市民	・定期的に歯科健診を受けて歯と口腔の健康状態を確認する ・口腔機能の低下を予防するために、よく噛むことや口腔体操が有効であることを理解する。
地域社会	・口腔機能維持の重要性と心身の健康の関係、日常生活への影響等について情報提供する。（歯科医師会） ・高齢者クラブ活動等において健康教育の機会を設け、歯と口腔の健康づくりに関する情報提供に努める。（地域） ・健康保持、生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する。（地域包括支援センター・市）
市	・歯と口腔の健康づくりに関する行事、健康教育や健康相談等の充実を図る。 ・歯と口腔の健康と心身の健康、介護予防を合わせた意識の啓発を図る。

（６）障がい者（児）、要介護者等

“歯と口腔の健康づくりの実践と歯科保健医療の環境整備”

障がい者（児）、要介護者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、その状況に応じた歯科保健サービスを利用できる環境が必要です。

また、病院や施設、歯科医療機関などの関係機関が連携し、必要なサービスが提供される体制整備に取り組みます。

市民	・障がい者（児）、要介護者等や介護者が口腔ケアの重要性を理解し、習慣化する。 ・障がいの特性に合った歯と口腔の健康づくりを理解し実践する。
地域社会	・障がい者（児）・要介護者等が利用しやすい歯科医療環境づくりに努める。（歯科医師会） ・施設等の事業者は、職員に対し歯と口腔の疾患や口腔機能に関する知識を習得し、適切な口腔ケアを実施するための研修等の機会を提供するとともに、施設利用者が定期的に歯科健診、歯科医療が受けられる体制の整備に努める。
市	・通院による歯科受診が困難な者を対象とした訪問歯科事業の充実を図る。 ・障がい者（児）・要介護者等の介護者（家族）、関係機関、施設等と連携を図り、歯と口腔の健康づくりの環境の改善を推進する。

(7) 歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境の取り組み

市民 地域社会 市	・ 歯と口腔の健康づくりを推進するために、市民、保健医療福祉関係者及び教育関係者、事業所等の連携を促進し、市の施策の進捗状況、最新の科学的根拠に基づく情報等を共有する。(市民・地域社会・市) ・ 市が行う健診等の事業に関する情報を常時発信し、市民の歯と口腔の健康づくりに関する意識の向上を図る。(地域社会・市) ・ 市民の歯と口腔の疾患の予防を推進するため、ライフステージに応じた歯科口腔保健サービスの提供に努める。(地域社会・市) ・ 研修会や講演会の機会を通じて、保健医療福祉関係者及び教育関係者、事業者等の歯と口腔に関する知識の向上を図り、市民の歯と口腔の健康づくりにつなげる。(地域社会・市) ・ 歯と口腔の健康づくりに関する国、県の制度や最新の情報はじめ、先進地事例等の情報を収集し、市の歯と口腔の健康づくりの施策に役立てる。(地域社会・市) ・ 大規模災害時の二次健康被害を最小に留めるために、保健医療福祉関係者等、企業、ボランティア等の支援団体等との連携を図り、平素からの生活用品、口腔ケア用品の備蓄に努める。(市民・地域社会・市) ・ 市民が歯と口腔の健康について気軽に相談できる、かかりつけ歯科医を持つことの必要性を周知する。(地域社会・市)
--------------------------	--

3. 計画の評価

本計画の評価は、第3章第2節に掲げた評価指標に基づき、計画最終年度の平成31年度に行います。

この評価指標については、毎年推移を確認するとともに、進捗状況から次年度の目標を定め、見直し、改善につなげていきます。

また、本計画は成田市新総合計画、成田市総合保健福祉計画、(仮称)成田市健康増進計画(平成29年度～)、成田市子ども・子育て支援事業計画、成田市介護保険事業計画、成田市障がい福祉計画、成田市男女共同参画計画、成田市学校教育長期ビジョン、成田市生涯学習推進計画、成田市食育推進計画等と整合性を図り、計画全体について見直しを行います。

資料編

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条** 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関

連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（財政上の措置等）

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（口腔保健支援センター）

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は，公布の日から施行する。

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(目的)

第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携協力等)

第四条 県は、前条に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯・口腔の保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第六条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(千葉県歯・口腔保健計画の策定)

第九条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

2 千葉県歯・口腔保健計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- 二 歯・口腔の健康づくりに関する目標
- 三 歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、千葉県歯・口腔保健審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。
- 二 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。
- 三 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。
- 四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。

- 五 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。
- 六 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- 七 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

一部改正〔平成二七年条例二七号〕

（財政上の措置）

第十一条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の歯科疾患等実態調査の実施）

第十二条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- （千葉県行政組織条例の一部改正）
- 2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔保健審議会	歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。
--------------	---

別表第三中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔保健審議会	会 長	一 市町村を代表する者	十五人以 内	二年
	副 会 長	二 保健医療福祉関係者を代表する者		
	委 員	三 教育関係者を代表する者		
		四 事業者又は保険者を代表する者		
		五 学識経験を有する者		

附 則（平成二十七年三月二十日条例第二十七号）
この条例は、公布の日から施行する。

成田市歯と口腔^{くう}の健康づくり推進条例

平成 26 年 3 月 20 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、歯科医師等、保健医療福祉関係者及び教育関係者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔^{くう}の健康づくり 歯及び歯周支持組織を含めた口腔^{くう}の健康を保持増進することをいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導（以下「歯科医療等」という。）に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療福祉関係者及び教育関係者等 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたり自ら歯と口腔^{くう}の健康づくりに取り組むこと並びに歯及び口腔^{くう}の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり良質かつ適切な歯及び口腔^{くう}の保健、医療及び福祉に係るサービスを受けることができるよう環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野における施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔^{くう}の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的かつ計画的な歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に当たっては、歯科医師等及び保健医療福祉関係者及び教育関係者等との連携及び協力を行うものとする。

3 市は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、保健医療福祉関係者及び教育関係者等との緊密な連携を図りつつ、全ての市民への必要かつ良質な歯及び口腔^{くわう}の保健、医療及び福祉に係るサービスを提供するとともに、市が実施する歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者及び教育関係者等の責務)

第6条 保健医療福祉関係者及び教育関係者等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進し、その推進に当たっては、相互に連携を図りながら協力するとともに、市が実施する歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって自ら歯及び口腔^{くわう}の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、市内の事業所で雇用する従業員が歯科検診及び歯科保健指導を受ける機会の確保その他の歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するとともに、市が実施する歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。

(基本的施策)

第10条 市は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔^{くわう}の疾患の予防並びに口腔機能^{くわう}の維持及び向上に関すること。
- (2) 母子保健，学校保健，成人保健，高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関すること。
- (3) 障害を有する者，介護を必要とする者等の適切な歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関すること。
- (4) 父母その他の保護者による適切な歯と口腔^{くわう}の健康づくりが行われていない子どもへの対応に関すること。
- (5) 豪雨，地震等の自然災害，航空機等の大規模な事故等における被災者への歯及び口腔^{くわう}に係る応急的な対応に関すること。
- (6) 歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者との連携体制の構築に関すること。
- (7) 歯と口腔^{くわう}の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか，歯と口腔^{くわう}の健康づくりに必要な事項に関すること。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

成田市歯と口腔の健康づくり計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 成田市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成26年条例第14号）

第9条に規定する成田市歯と口腔の健康づくり計画（以下、「計画」という。）を策定するため、成田市歯と口腔の健康づくり計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表第1に掲げる課かいの所属長が指名する職員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、健康こども部に関する事務を所掌する健康増進課の職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第4条 委員会に事務局を置き、健康増進課がこれに当たる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要項は、平成26年7月4日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(別表 1)

健康増進課，保険年金課，介護保険課，高齢者福祉課，障がい者福祉課， 子育て支援課，保育課，農政課，教育指導課，生涯学習課

成田市歯と口腔の健康づくり計画策定経過

年月日	主な内容等
平成26年7月4日	成田市歯と口腔の健康づくり計画策定委員会設置要綱の制定
平成26年7月15日	第1回公益社団法人印旛郡市歯科医師会成田地区との協議 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（素案）について
平成26年7月22日	第1回策定委員会の開催 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（素案）内容検討
平成26年7月24日	成田市健康づくり推進協議会 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画策定状況について
平成26年8月4日	第2回策定委員会の開催 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（素案）内容検討
平成26年8月5日	第2回公益社団法人印旛郡市歯科医師会成田地区との協議 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（素案）について
平成26年8月21日	成田市保健福祉審議会 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（素案）について
平成26年9月5日	成田市議会健康づくり特別委員会 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画策定状況について
平成26年9月9日	第3回公益社団法人印旛郡市歯科医師会成田地区との協議 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（素案）について
平成26年9月19日～ 10月8日	パブリックコメントの実施 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（素案）についての意見募集
平成26年10月7日	第4回公益社団法人印旛郡市歯科医師会成田地区との協議 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（素案）について
平成27年1月27日	成田市保健福祉審議会 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（案）（諮問）
平成27年2月24日	成田市議会健康づくり特別委員会 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画策定状況について
平成27年3月13日	成田市保健福祉審議会 ・成田市歯と口腔の健康づくり計画（答申）
平成27年3月31日	成田市歯と口腔の健康づくり計画公表

成田市の歯と口腔の健康づくりに関する事業

事業名	対象者	内容
母親学級	初妊婦	ブラッシング指導 健康診査、健康教育
乳幼児訪問歯科指導	乳幼児	歯科保健指導
赤ちゃん相談	4 か月児 10 か月児	健康教育（10 か月のみ） 個別相談、ブラッシング指導
1 歳 6 か月児歯科健康診査	1 歳 6 か月児	健康診査、健康教育 個別相談
むし歯予防歯みがき相談 （1 歳 6 か月児健診事後指導）	2 歳児	保健指導 ブラッシング指導、個別相談
2 歳児歯科健康診査	2 歳 6 か月児	健康診査、健康教育 ブラッシング指導 予防処置（フッ化物歯面塗布） 個別相談
3 歳児歯科健康診査	3 歳 6 か月児	健康診査、ブラッシング指導 個別相談
5 歳児歯科健康診査	満 4 歳を超え満 6 歳に達しない幼児	健康診査、ブラッシング指導 個別相談
ピカピカ教室	こども発達支援センター 在園児、保護者	健康診査 ブラッシング指導 予防処置（フッ化物歯面塗布） 摂食嚥下指導
パクパク教室		健康教育
保育園歯科健康診査	在園児	健康診査、健康教育 ブラッシング指導
保育園・幼稚園歯科健康教育	在園児	健康教育、ブラッシング指導
「保育所における食育に関する指針」に沿った取り組み	在園児、保護者	健康教育、普及啓発
小中学校歯科健康教育	小・中学生、保護者	健康教育、ブラッシング指導
家庭教育学級	保護者、園児、小学生	健康教育、ブラッシング指導
就学時歯科健康診断	未就学児	歯科健康診断
定期歯科健康診断	小・中学生	歯科健康診断
管理歯科健康診断	小・中学生（主に要観察者）	歯科健康診断

事業名	対象者	内容
体育・保健教育の推進	小・中学生	保健学習
歯と口の健康週間コンクール	小・中学生	健康診査、普及啓発
“いきいきちばっこ”等の食に関する指導	小・中学生	保健指導
歯科健康相談	市民	健康相談
電話相談	市民	健康相談
歯の健康教室	市民	健康教育
歯科健康教育 (教室内での歯科健康教育、地区保健推進員による地区伝達、知っとく出前講座等含む)	市民	健康教育 ブラッシング指導 健康相談 普及啓発
成人歯科検診	40歳以上の市民	歯周疾患検診他、保健指導
口腔機能向上歯つらつ健口教室 (口腔機能向上支援事業)	特定高齢者	健康教育
在宅訪問歯科指導 在宅訪問歯科診療	在宅で寝たきりの状態にあるため、通院による歯科受診が困難な者	訪問指導 訪問診療
よい歯のコンクール	市民	健康診査、健康教育 普及啓発
成田市健康・福祉まつり	市民	催事
広報なりた	市民	普及啓発
なりた知っとく情報	市民	普及啓発
歯科医療救急体制		成田市急病診療所の運営
医科歯科連携		関係機関への情報提供 事業検討
歯科医院情報の提供		広報媒体の提供

用語説明

えいきゅうし 永 久 歯	乳歯の脱落后、生える歯。28～32本あり、6歳頃から生え変わる。ただし、大臼歯は最初から永久歯。
えんげ 嚥下	食物を飲み下すこと。
がいしょう 外 傷	外的要因（衝突、転倒、殴打、交通事故、スポーツ等により歯に強い力が加わること）により、歯や歯周組織に発生する損傷。脱臼、破折、埋入、神経損傷、歯槽骨の骨折などがある。
しかい かかりつけ歯科医	受診者のライフサイクルに沿って、歯と口腔に関する保健・医療・福祉を提供し、地域に密着した幾つかの必要な役割を果たすことができる歯科医のこと。
けんこう ほじぞうしん 健 康 の保持増 進	健康を保ち続ける（保持）とともに、増し進める（増進）こと。
けんこうじゅみょう 健 康 寿 命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
ごいん 誤 飲	有害・危険な異物を飲み込んでしまうこと。
こうくう 口 腔	口からのどまでの空洞部分。口の中。
こうくう 口 腔 がん	口の中にできる悪性腫瘍の総称。口の中のどの部位に癌が発症するかで更に細かく名称が分けられる。
こうくうきのう 口 腔 機能	①食べる（嚥む、すりつぶす、飲み込む、味わう）②話す（発音、会話、コミュニケーション）③感情表現（笑う、怒る）④呼吸する等の重量な働きをいう。
こうくう 口 腔 ケア	口腔の疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションにより QOL の向上をめざした科学であり技術。具体的には、検診、口腔清掃、義歯の着脱と手入れ、咀嚼・摂食・嚥下のリハビリ、歯肉・頬部のマッサージ、食事の介護、口臭の除去、口腔乾燥予防などがある。 専門家による専門的口腔ケアと、日常生活のなかで本人や家族（介護者を含む）が行なうセルフケアがある。
こうないえん 口 内 炎	口の中や舌の粘膜に起きる炎症。

ごえん 誤嚥	本来食道を通して胃の中に入らなければならないものが、誤って気管内に入ること。
ごえんせいはいえん 誤嚥性肺炎	誤嚥が原因で起こる肺炎。気管に入ってしまった異物に含まれる細菌により肺炎になる。
しかけんこうきょういく 歯科健康教育	歯と口腔の健康の保持増進に関連した健康教育。知識の取得にとどまらず、日常生活行動が変容することが目的。
しかほけんしどう 歯科保健指導	専門的な立場で有効な情報などを提供すること等を通じて、歯と口腔の健康に関する指導、相談、助言を行うこと。
しかんぶせいそうようぐ 歯間部清掃用具	歯ブラシではみがけない歯と歯の間の清掃に使用する補助道具。デンタルフロスや歯間ブラシなど。
しこう 歯垢（プラーク）	歯の表面に付着する柔らかい堆積物。食べ物の残りかすを栄養とする微生物とその代謝産物から成り、長期間たつと歯石となる。
ししゅうしっかん 歯周疾患	歯垢の中の細菌によって歯肉に炎症をひき起こし、やがては歯を支えている骨を溶かしていく病気のこと。 〔進行した歯周病〕 C P I T N（WHOが提唱した歯周疾患の診査法で、地域の歯周疾患の状態を示す指標）が“4”（深い歯周ポケットを有する）の者。
ししゅうしっかん 歯周疾患と ぜんしんしっかん かんけい 全身疾患の関係	歯周疾患が進行し、炎症反応によって生じたさまざまな物質や歯周病菌が産生する毒素が毛細血管から血液中に入り込み全身へ移行する。歯周疾患は脳梗塞や心筋梗塞などの循環障害、流産（低体重児出産）、糖尿病や誤嚥性肺炎など多数の病気と関連している。
ししゅうしっかん 歯周疾患と きつえん かんけい 喫煙の関係	タバコの煙の入口となる口腔、歯周組織は、直接その影響を受ける。喫煙は糖尿病と並んで歯周疾患の二大危険因子である。受動喫煙によっても、色素沈着や歯周疾患の危険が高くなる。
しせき 歯石	歯垢が石灰化して硬くなったもの。
しにくえん 歯肉炎	歯周疾患の中でも初期の段階で、歯肉に炎症が起きている状態をいう。歯肉が腫れたり、歯みがきのときに血が出るという症状が見られる。 〔学校歯科健康診断での歯肉の状態の判定〕 歯肉の状態が1：要観察（GO 歯周疾患要観察者） 歯肉の状態が2：要精密検査（G 歯肉炎）

しょくいく 食 育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
せつしょく 摂 食	食べ物を見てから、咀嚼して、嚥下する一連の動き。
そしゃく 咀 嚼	摂取した食物を歯で咬み、粉碎すること。
ちししゅういえん 智歯周 囲 炎	智歯（親しらず）の歯周組織におこる炎症。
にじよぼうじぎょう 二次予 防 事 業	要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる介護認定者を除く65歳以上の人を対象として、要介護状態等となることを予防することを目的に実施される事業。 〔一次予防事業〕 65歳以上のすべての人（元気な高齢者）を対象にした、生活機能の維持または向上を図るための事業。
にゅうし 乳 歯	子どもの時に生える歯のこと。生後6か月頃から生え始め、2・3歳で生えそろう。上下合計20本ある。6歳頃から徐々に永久歯と交代する。
は こうくう 歯と口 腔 の健康づくり	歯及び歯周支持組織の健康を含めた口腔の健康を維持増進し並びにその機能を維持すること。
は こうくう しっかん 歯と口 腔 の疾 患	歯や口腔の病気。むし歯・歯周疾患・不正咬合・口腔領域外傷・顎関節症・歯ぎしり・いびき・睡眠時無呼吸症候群・口腔内腫瘍（良性・悪性）などがある。
はちまるにいまるうんどう 8 0 2 0 運 動	1989年（平成元年）より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われている。
は しじそしき 歯の支持組織	歯周組織のこと。セメント質、歯根膜、歯肉、および歯槽骨から成る
ふせいこうごう 不 正 咬 合	上下の歯列の形や大きさの異常により、正しいかみ合わせができない状態をいう。①上顎の歯全体が前に突き出ている（上顎前突）、②下顎が前につき出している（下顎前突、反対咬合）、③歯が正しい位置や方向に生えていない（叢生）、④前歯と前歯のすき間が異常に大きい（正中離開）、⑤上下の歯の間があいている（開咬）などがある。

かぶつ そ フッ化物（フッ素）	フッ化物（フッ素）自然界に広く分布している元素で、地球上のすべての動・植物や、毎日飲む水や食べる海産物・肉・野菜・果物・お茶などほとんどの食品に微量ながら含まれている。身体（歯や骨、血液中や軟組織）にも存在している。
かぶつ そ フッ化物（フッ素）による むし歯予防	歯質のむし歯抵抗性（耐酸性の獲得・結晶性の向上・再石灰化の促進）を高めるためむし歯予防として応用されている。全身応用（経口的に摂取されたフッ化物を歯の形成期にエナメル質に作用させる）と局所応用（フッ化物を直接歯面に作用させる）がある。
かぶつ そ せんこう フッ化物（フッ素）洗 口	フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、むし歯を予防する方法。
かぶつ そ と ふ フッ化物（フッ素）塗布	高濃度のフッ化物溶液やゲル（ジェル）を歯科医師・歯科衛生士が歯面に塗布する方法。
へいきん ばけいけんしすう 平 均 むし歯 経 験 歯 数	むし歯の総本数（治療した歯も含む）を受診者数で除した値。ひとり当たりの平均むし歯本数。
ほうしゅつ 萌 出	歯が生えること。
ばゆうびょうしゃりつ むし歯 有 病 者 率	むし歯になっている歯を持つ人の割合のこと。
ばりかんかた むし歯罹患型	〔O型〕 O 1：むし歯がなく、かつ口腔環境も良好 O 2：むし歯はないが、口腔環境が良好でなく近い将来にむし歯になる不安がある。 〔A型〕 上顎前歯のみ、または臼歯のみにむし歯がある。 〔B型〕 前歯および臼歯にむし歯があるもの。 〔C型〕 C 1：下顎前歯のみむし歯のあるもの。 C 2：下顎前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの。

成田市保健福祉審議会への諮問と答申

成 健 第 1 9 8 4 号
平 成 2 7 年 1 月 2 7 日

成田市保健福祉審議会
会長 亀 山 幸 吉 様

成田市長 小 泉 一 成

成田市歯と口腔の健康づくり計画（案）について（諮問）

成田市歯と口腔の健康づくり計画を定めるにあたり，成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により，このことに関し貴審議会に諮問します。

記

成田市歯と口腔の健康づくり計画の策定について

平成27年3月13日

成田市長 小泉 一成 様

成田市保健福祉審議会
会長 亀 山 幸 吉

成田市歯と口腔の健康づくり計画について（答申）

平成27年1月27日付け、成健第1984号により諮問のありました成田市歯と口腔の健康づくり計画（案）につきましては、第1回（平成26年8月21日開催）、第3回（平成27年1月27日）にわたり審議した意見を取り込んだ内容となっており、妥当であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の基本理念である「口から始める健康づくり、未来を築く出発点」の実現に向け下記の意見や要望がありましたので本計画の推進にあたっては十分配慮されるよう要望いたします。

記

1 乳幼児期、学齢期の市民を対象としたフッ化物利用によるむし歯予防については、様々なご意見がございますので、事業の導入については、児童・生徒・保護者及び関係者の皆様へ向けた十分な説明をおこない、安全かつ有効な事業についての検討をしてください。

成田市保健福祉審議会設置条例

平成 10 年 9 月 29 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「地区計画建築審議会」の次に「保健福祉審議会」を加える。

附 則(平成21年3月25日条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

成田市保健福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備考
識見を有する者	中山 明子	公募	
識見を有する者	中佐藤 一平	公募	
識見を有する者	亀山 幸吉	淑徳短期大学社会福祉学科教授	会長
識見を有する者	太田 家和	(学)太田学園理事長	
識見を有する者	秋葉 都子	(社)日本ユニットケア推進センター センター長 専務理事	
保健、医療及び福祉関係者	根本 明久	成田市医師団副団長	
保健、医療及び福祉関係者	林田 弘毅	印旛郡市歯科医師会成田地区代表	
保健、医療及び福祉関係者	眞鍋 知史	成田市薬剤師会副会長	
保健、医療及び福祉関係者	大木 和江	成田市ボランティア連絡協議会副会長	
保健、医療及び福祉関係者	鵜澤 功	成田市高齢者クラブ連合会 成田若手ひまわり会代表	
保健、医療及び福祉関係者	高橋 延昌	成田市聴覚障害者協会会長	
保健、医療及び福祉関係者	鈴木 俊子	成田民間保育協議会会長	
保健、医療及び福祉関係者	眞鍋 里美	成田市民生委員児童委員協議会代議員	
保健、医療及び福祉関係者	青木 偉年	成田市社会福祉協議会会長	副会長
保健、医療及び福祉関係者	湯川 智美	プレーゲ本塾 施設長	

成田市歯と口腔の健康づくり計画

平成27年3月

発 行	成田市
編 集	健康こども部 健康増進課
	〒286-0017
	成田市赤坂1丁目3-1
	成田市保健福祉館内
	TEL 0476-27-1111
登録番号	成健 14-059